

令和7年 第126回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和7年12月11日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和7年12月11日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高内教男 主査 ..... 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	建設課長 .....	藤原寿一
副町長 .....	前田義人	地籍課長 .....	中野友純
教育長 .....	中野憲二	上下水道課長 .....	谷  認和人
総務課長 .....	平岡万寿夫	健康福祉課長 .....	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長 .....	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 .....	木村弘美
税務課長 .....	中島宏之	会計管理者兼会計課長 .....	
住民生活課長 .....	井出  博	.....	北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長 .....	高階正三

..... 藤 原 一 宏  
農林政策課長 ..... 前 川 穂 積  
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事  
..... 岩 田 勲  
ひと・まち・みらい課長  
..... 石 橋 啓 明  
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事  
..... 高 橋 吉 治

病院総務課長兼施設課長  
..... 井 上 淳一朗  
教育課長兼給食センター所長  
..... 児 島 浩 司

---

### 午前9時30分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第126回神河町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び第91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっています。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらずブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、11番、栗原廣哉議員を指名します。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 皆さん、おはようございます。11番、栗原です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず最初に、青森の地震、大分の火災等で被災された皆様に対し、お見舞いを申し上げます。

地球の温暖化で、最近の災害は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。本日は、災害発生時に緊急道路として活用でき、また、山林資源の有効活用のために利用できる林道整備についてお聞きします。

寺前から長谷の間の市川左岸にあっては、寺前から大河にかけて道路はありますが、大河から長谷にかけては道路の整備がなされておられません。これはJR播但線と関西電力の水路があることが原因で、道路等の整備が行われていないものと思っております。

一般県道長谷市川線（県道404号線）は、市川右岸を通る町内の主要路線であるが、過去に峠地内で崖崩れがあり、長期間通行止めになったことがあります。私も当時、生野回りで通勤した覚えがあります。

現在の気象状況から、ゲリラ豪雨がどこで発生してもおかしくない状況であり、その際、市川の左岸側に道路があれば災害等が発生した場合でも孤立の防止など、いろいろな対応ができると思います。また、長谷地内においてはJR播但線の線路があり、その高架下を通行しなければ自宅に帰れないという集落が2集落あります。この高架下を通過できる車両は2トン車までであり、大型の消防自動車等緊急車両は通行できません。

ここで私が撮影してきた高架下のまんぼの写真がありますので、ちょっとお見せします。ちょっと小さいんで見にくいと思いますが、このような高架下のまんぼです。これは2トン車までしか通れません。大型は通れないんで、大型の消防車入ることはできません。

また、大河から長谷にかけての市川左岸の山林は、道路の整備がされていないため、山林の有効活用が全くできておらず、今後もその見通しが立たない状況であります。

まず林道や林道専用道路等を国や県に働きかけ、整備する考えについてお尋ねいたします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員の御質問にお答えさせていただきます。

当該区域は、大字大河、長谷、栗にまたがる約420ヘクタールの森林で、その約70%が杉を主体とする人工林です。大型車が通行可能なアクセス道は、鍛冶地内から林道市川左岸線のみであり、林道の終点からは大河地内の町道を経由する作業道、栗地内ではJR線路下または栗橋を経由する作業道がありますが、その間には作業道も整備されておられません。

これは為信、栗の両地区には大型車が通行可能な搬出路がないため、間伐材の搬出が必要な現行の造林事業では森林経営計画が立てられず、平成17年度以降、間伐は実施されておられません。長谷地域では以前から県道の迂回路として当該路線の要望があり

ましたが、主にJR播但線、関西電力導水路が通る物理的な条件と事業費の見通しが立たないことで実現に至っておりません。

当該林道の開設にかかる概算事業費は、開設延長を約4キロと仮定した場合、おおむね15億円程度になると想定しておりますが、計画ルートによっては事業費が大きく変動します。また、計画年数も年間事業費を5,000万円から1億円程度とすれば15年から30年を要するものと見込まれます。このほか、JR西日本や関西電力株式会社など近接する施設との関係者協議や土地所有者の御理解、山林地籍調査の進捗を含め、工事の着手までには様々な課題が想定されます。

現在、町内ではほかに、県営の森林基幹道千ヶ峰・三国岳線、こちらは令和15年完了見込みとなっております。次に、県代行の林業専用道大畑越知線、こちらは令和9年完了見込み。それぞれがいずれも兵庫県により施工されております。また、当該区域の東側に当たる吉富、杉地内に計画され未着手となっている林業専用道神河1号線の実現に向けた要望もあり、こちらは令和5年6月議会でも取り上げられております。

このような現状で、さらに新たな路線を県事業として要望し早期に実現するのは、非常に困難であると言わざるを得ません。

山の再生に向けた基幹道路として、災害発生時の県道迂回路として、当該区域への林道開設の必要性は十分理解しておりますが、諸課題の整理、調整、町内での類似事業の進捗状況、県、町の財政負担の見通しなど、まずは町としての慎重な議論が必要であると考えています。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） まず最初に、鍛冶、寺前から大河の八木山まで、市川左岸道路、これはいつできたのか。また、このとき長谷までの計画はあったのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。まず、林道市川左岸線がいつ頃完成したのかということでございます。林道市川左岸線につきましては、鍛冶区の町道コハウキ線から林道青木谷線を経由し、大河区の町道八木山線を結ぶ総延長2,515メートルの林道でございます。

この林道の整備につきましては、まず1期目の工事としまして、平成3年度から平成6年度の4年間で開設工事を行っております。そして次に、2期目の工事としまして、平成18年度から平成22年度の5年間で落石対策、ロックネットでありますとか、アスファルト舗装工事を実施しておりますので、全線の工事完了ということになれば平成22年度の完了ということになります。

また、当時大河区から栗区まで延伸する計画があったのかという点でございますけども、この林道の開設当時には鍛冶区から栗区までの整備の構想はあったようでござい

すけども、御存じのように大河区以北につきましては栗区や為信区にあるJR播但線の高架下を大型車両が通行することが難しいこととありますとか、JR播但線や関西電力の水路が支障となっているということで、現在の大河区までの整備というふうになっているようでございます。特にJRとの協議におきましては、線路上への落石が危惧されたことで工事の承諾が非常に難しかったため断念せざるを得なかったというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 鍛冶区から大河区までの左岸道路ができた、この道路ができた背景についてちょっと教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） この林道が開設された経緯ということでございます。私も実際おりませんでしたので、建設当時の担当職員に聞き取りをしました。平成の初めの頃のこととございますので事細かな記憶というのはなかなか難しかったんですが、これにつきましては関西電力のダムの建設の際に工事用資材の運搬などを目的とした工事用車両専用道路というふうに計画されたというふうに伺っております。

また、現在、重行区から川上区までの町道重行川上線もこれと同じような目的で計画された道路のようでありまして、当時はダム建設の工事用車両が地域の生活に不可欠な県道を多く通行するということが懸念されたため、なるべく通行を控えてほしいという要望からそれぞれ計画された道路というふうに伺っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明である程度分かったんですけど、結局ダムの工事の関係で県道を通らずに、まず左岸道路を大河のほうまでつけて、川上区のほうは重行から今度また道路をつけたと。ということは結局JRと水路の関係でその部分だけ抜かしたという感じでいいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 当初は、やはり鍛冶区からずっと長谷区、栗区ですね、そちらのほう、それから重行区から川上区のほうまで、基本的にあまり県道を通らないようにということで全体的に計画された道路のようでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほど距離的には2,515メートルということでした。

これかかった費用はどれぐらいかかるとんですか。その鍛冶区から大河までの間ですね。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。事業費につきましては、用地買収費でありますとか、立木の補償費、それから具体的な測量調査の試験費、委託料ですね、そちらなどの詳細な金額はちょっと確認できなかったんですけども、この工事に関して要した、本工事ですね、要した費用につきましては、1期工事の開設工事が約3

億4,100万円、そして2期工事の落石対策でありますとか舗装工事につきましては約6,600万円で、トータル4億700万円程度ということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 4億6,000万余り、この金額については、この資金は、これはどこが出したんですか。国や県が補助事業で出したのか、それとも関電が出したのか、その辺どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 工事における財源ということでございます。開設を行いました1期工事の4年間につきましては全て国庫補助事業でありまして、事業費総額約4,100万円のうち国庫補助金が約1億7,000万円、約半分ですね、いうふうになっております。

次に、改良と……。

○議長（澤田 俊一君） 3億4,000万や。

○建設課長（藤原 寿一君） 3億4,100万円。失礼しました。総額3億4,100万円のうち補助金が1億7,000万円ということでございます。

次に、改良工事と舗装工事を行いました2期工事ですけども、この5年間の事業費の総額が約6,600万円でありまして、このうち国庫補助事業で実施しているのが1年間でございます、これが1,460万円。そのほかの4年間につきましては、合併特例債を財源としておりまして、これが約3,160万円となっております。

ちなみに関西電力からというお話がありましたけども、こちら辺につきましてはちょっと私のほうでは詳細なことは把握できておりませんので、申し訳ございません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 次に、林道の種類についてちょっと教えていただけますか。何種類かあるんですよね。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 林道の種類ということでございます。

基本的に林道といいますのは、森林の整備でありますとか保全などを目的として森林内に設けられた道路のことでありまして、一般的には幅員が3メートル以上の自動車道という位置づけになっております。

林道の中でも林内路網の骨格を担う林道としまして森林基幹道というものがございます。これは林業の目的に合わせまして生活道路でありますとか、森林のレクリエーションにも利用されておりました、現在県が新田、作畑区内で実施しております千ヶ峰・三国岳線がこれに該当しまして、基本幅員が5メートルの道路となります。

次に、森林基幹道と作業道などをつなぎ、森林の整備と管理を集約的に進め、作業の効率化を目的とした森林管理道というものがございます。これにつきましては基本幅員

が4メートルの林道でございまして、林道市川左岸線など私たちが一般的に林道と呼んでいる道路がこれに当たります。

また、林道とは若干異なりますけども、森林基幹道でありますとか、森林管理道を補完しまして作業道と組み合わせて間伐などの森林施業に利用するための道路として、基本幅員、これは3.6メートルなるんですけども、林業専用道というものがございまして。令和3年度に完成しました神河2号線でありますとか、現在県が大畑、越知区内で実施しております大畑越知線、これがそれに該当するということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 住民が望んでおられるのは、大型の消防車両、緊急車両が通れる林道やと思うんですけど、結局高架があって、高架下で通れないから、やはり上から回さなあかんという感じになるんですけど、4.3キロあるんですけど、この4.3キロで、先ほど町長から15億円程度になるんじゃないかという発言があったんですけど、この15億円の中には附帯工事とかそういうもんが含まれるんですか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。このたびの林道開設に要する事業費の見込みということで、実際には詳細なルートなどが決まっていませんし、現地測量でありますとか詳細設計などの調査も行っておりませんので、具体的な数字は申し上げにくいということでございますけども、過去に整備済みの類似する林道に要した事業費を参考に、またそういうことを参考にこの路線の新規開設延長を約、こちらを4キロでちょっと仮定しております。そうしますと全体工事費がおおむね13億円程度必要になるのではないかと想定しております。この金額に事前の測量でありますとか、詳細設計に係る委託料、それから用地の購入費、それから立木の補償費など、それから林道の途中、例えば為信区からこの林道へつなぐアクセス道路などを見込みましたら約15億円程度になるのかなというふうに、概算ですけども、思っております。

なお、JRでありますとか関西電力との協議におきまして、それぞれの施設がございます。これの保護を目的とした防護柵でありますとか、大がかりな落石対策施設などを設置が仮に必要な場合には、さらに数億円規模の工事費が上乗せされるというふうに思っております。

以上、現時点において想定される範囲で御説明申し上げましたけども、実際にどのようなルートで計画するかによってこの事業費が大きく変動するということで御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 一番最初に言いましたように、JRが走ってまして、その上に関西電力の水路があります。水路の上側に大河の八木山からずっと道をつけて、

栗区の昔、栗園をしてた作業道があるんですけど、そこへ下ろしていく、そういう過程をこっちのほうとしては検討しとんですけど、というのはやっぱりJRが石が落ちてきたらあかんとか、水路に石が落ちてきたらあかんとか、そういうやっぱり話が出てくると思うんで、八木山の辺りから真っすぐ上のほうを通って下へ下ろすと、そういう形になると思います。

国や県の林道に対する補助ですね、これはどういうもんがあるんか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 林道に対します国とか県の補助の種類ということでございます。森林の保全や整備に係る国や県の補助事業は様々でございますけども、ここでは林道の開設という点での補助事業について御説明させていただきます。

まず、1つ目ですけども、兵庫県が実施主体となっております森林基幹道開設事業というものでございます。これにつきましては利用区域が1,000ヘクタール以上でありまして、林内路網の骨格を担う林道ということで、先ほども申しましたように基本幅員が5メートルと、林道の中でも高規格の林道開設事業となります。この事業の補助金は、国が50%、それから兵庫県が50%ですが、このたびの利用区域はここまで、1,000ヘクタールを超えるということはありませんで、この事業に採択されることは難しいというふうに思っております。

2つ目に、兵庫県または市町が実施主体となります森林管理道開設事業というものがございまして、兵庫県が実施主体になる要件としまして利用区域が500ヘクタール以上という場合で、それ以下の利用区域となりますと市町が実施主体となるということでございます。このたびの利用区域は先ほど町長が申し上げましたように約420ヘクタールとされておりますので、このたびの林道を開設するに当たっては町が実施主体となっていくというふうに思っております。この場合の補助金につきましては、国が50%、兵庫県が1%、町が49%を負担することになりますので、仮に総事業費を15億円としますと、国が約7億5,000万円、県が1,500万円、町が7億3,500万円というふうになります。

また、3つ目の林業専用道路というものでございます。これにつきましても県が実施主体となっております。これにつきましては利用区域が50ヘクタールから200ヘクタールの場合に採択されるわけでございますけども、この林業専用道につきましてはあくまでも森林基幹道でありますとか森林管理道を補完する道路という位置づけでございますので、基本的に側溝の整備でありますとか、路面のアスファルト舗装ですね、それからガードレールといった防護柵の設置は認められていないということでございます。ちなみにこの事業の補助金につきましても国が50%、県が50%というふうになっております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明で、400ヘクタール以下であれば結局町が主体であるというふうな説明やったと思うんですけど、仮にこれを淵辺りまで延ばしたら国や県の補助事業でいけるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。ただいま420ヘクタールということで想定してるんですけども、確かに淵でありますとか、そちらのほうに行きますと500ヘクタール、600ヘクタールになってくるのかなと思いますので、そこら辺につきましては、これも県との協議になりますが、県の事業で実施していただける可能性があるということで御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 町長の答弁の中に、神河町の体力として年間事業費を5,000万から1億とすれば15年から30年を要すると。これはあくまで町が主体の場合の話ですよ。

県が仮に主体した場合に、どれぐらいの期間を要するか分かりますか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。特に県が幾ら、何年でできるか、町がやるよりも早くできるかということでございますけども、これにつきましてはあくまでも国庫補助ということですので、国庫補助金が幾らついてくるか、年間幾ら交付されるかということにもなると思います。

また、先ほど町長申しましたように、県が主体となった森林基幹道でありますとか代行林道というものはございますので、そこら辺のことも含めますと、なかなか県のほうも財政が厳しいようでございますので、そこまで早くできるかどうかというのはちょっと分からないところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 可能性として、結局今、町長がおっしゃった、神河町の体力では5,000万から1億ぐらいが限界やろうと。結局それやったら30年近くかかってしまう。

逆に、国や県が、いや、それやったら造らなあかんやろうということでお金を出してあげるとなると、もう少し短い期間でできる可能性もあるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。確かに栗原議員のおっしゃるように、県の体力がありましたらもう少しは早くできるのかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 林道を造るときのいろいろ手順がありますね。一番最初は、当然地籍調査、場所も特定せなあかんし、計画もせなあかん。その辺の手順をちょ

っと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 手順といいますのは、いわゆる事前協議からということでは御理解させていただいてよろしいかと思うんですけども、これあくまでも町が主体となってする場合のことをちょっと想定しておりまして、まず県や国に対しまして、この計画が補助事業として申請できるかどうか、林業面も含めましてですけども、その事前協議を行っていくというふうになると思います。事前協議に当たりましては、そのときに事業費の総額でありますとか、整備のおおむねの整備期間、それから整備後の効果などが議論されるところでございまして、この段階で想定されます諸課題というのが山林所有者の同意でありますとか、地元の協力体制、それから先ほど申しましたJRでありますとか関西電力の関係機関との事前の打合せ、それから境界確定という面では山林の地籍調査の進捗状況、それから一番に町の財政状況、これらがクリアできて初めてということでございます。

事業の採択申請につきましては、事前協議の指摘事項の訂正なり修正でありますとか、先ほど申しました諸課題がクリアされると見通せた段階で具体的には申請をしていくのかなというふうに思います。この時点におきまして、より具体的な事業費の総額でありますとか、整備期間、それから整備後の林業施業の効果などが求められます。それで事業の決定を受けまして、交付申請して行って、工事が始まっていくということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 仮にこの林道を造るという計画ですね、まず計画を上げるということはすぐにできるんですか。それとも相当の時間を要するんですか。計画を上げるだけです。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。林道、ルートですね、基本的にルートをどういったところへ持っていくのかというところで、林道、標高の低い位置につけるのか、それとも高い位置、尾根伝いで造るのかというところのルートをまず決めないと県にも持っていくことができません。あくまでも事前協議という格好で国や県のほうには協議をさせていただくことはできますけども、それにつきましてもルートが決まっていけないとできないのかなというふうに思っていますので、地元なり森林組合を含めましてどういったルートがいいのかなというところ、そこからまずスタートになってくるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 森林組合のほうからは、一応こういうルートでどうかというのを、これららってるんですけど、こういう形なんですね。私が先ほど説明したように、八木山から栗の北のほうまでつけるんに線路、それから水路を越えて、もう少し

上にずっとつけていくような状態になるんですけど、こういうのをきちっと路線を描いて申請したら計画自体はできるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。今お示しいただいたルート、取りあえずそれでも事前協議という形で、事前の事前みたいな格好になるんですけども、そういったところで協議には県のほうも応じていただけるのかなというふうに思います。

ただ、現地の地形ですね、それによってルートも大きく変わる可能性も当然ございます。冒頭申しましたように、ある程度今さっきのルートで協議はしていただけるのかなというふうに思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） またこれも仮の話になるんですけど、仮に県が着手して、もしそのルートを林道つけるとしたら、どれぐらいの年数がかかるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） いわゆる事業採択されるまでの期間ということになるのかなというふうに思います。これにつきましては実際に仮に町がした場合、国や県に事前協議ということになるんですけども、その前にやっぱり解決しておく課題というものがございまして、この課題がどの程度のものがあって、その課題がどれほど早期に解決できるかということがやっぱり重要になってくるのかなというふうに思っております。私自身の考えですけども、補助事業として採択申請を上げる以上は、想定される諸課題がおおむね解決できているということが前提であるというふうに思っております。仮に事業期間中に諸課題がクリアされずに整備を進めることがそのときできなくなったからといって簡単に事業の取下げというものはできません。事業採択申請に関しましては、事前の準備がやっぱり大変重要かなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 大体で結構なんですけど、つけるとしたらどれぐらいの期間がかかるかということをお聞きとんとんですけど。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） つけるに当たって、今先ほどからずっと申しております事前協議という話があるんですけども、そこら辺が解決すんなりしていけば3年、4年、2年、3年後ぐらいには申請ができていくのかなというふうに今の段階、ざっくりですけども、ちょっとそういうふうには思っております。

そこから用地買収でありますとか、そういうことがスタートしますので、実際に工事にかかれるのはやはり4年、5年後ぐらいになってくるのかなというふうには思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 事前の分が大切なんで、今から仮に申請しても三、四年

先というのが見解ですね。

この場合、例えば役場内で、今、建設課が窓口になってます、林道造るに当たっては、でも補助金やその関係なんかでは農林の関係とか、総務とか、いろんなどが関連してくると思うんですけど、そういうときは役場内で全体で話をして進めていくんですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。当然林道の一つ造るにしましても、やっぱり林業施業に係る計画策定などソフト面に関しましては、現在農林政策課が担当しております。また、先ほど申しました事業の申請から工事完了までは建設課というハード面の問題になってきます。また、地籍調査の関係、まだ境界確定できてないところもやはりございますので、そこらに関しましては地籍課が担当していく。そして防災の面からいえば住民生活課も絡んでくるのかなというふうに思っていますので、やはり全庁で調整をしながら、当然財政の関係で総務課も絡んできますけども、全庁挙げての事業となるんだろうなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今出ました地籍についてちょっとお伺いします。長谷のほうの地籍調査、どの程度できているのか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 中野地籍課長。

○地籍課長（中野 友純君） 地籍課、中野でございます。栗原議員の御質問にお答えします。

当該林道の関係に関する山林の地籍調査は栗地区が最終となり、令和8年度に現地調査、令和11年度末に登記を完了する予定で現在進めております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やはりなかなか解決しなければあかない課題がたくさんあるということがよく分かりました。

地籍調査の関係でも、栗地区が最後11年までかかるということなんで、今から3年はかかるということですね。

だから計画だけ早めに上げて、それで進めていっていただいて、できる限り早くできればいいんですけど、なかなか町が主体となるとそないして5,000万から1億で30年近くかかる。これではもう話にならないと思うんです。

やはり国や県が出してくれて動いてくれたらそれが一番いいと思うんで、町長、どうですか、この町長の公約にも入ってます森林の活用ですね、実際、長谷の栗辺り、やっぱり猿、鹿、それからイノシシ、これたくさんおられます。実際猟友会が入ったときに鹿なんか一遍に15匹ぐらい捕ってました。こんなような状態で、結局森林が整備されていないからいっぱい動物が入るんですね。私らとしては、やはり災害のとき、それから山の再生に向けてどうしても早めに頑張っていたいただきたいんですが、その辺どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 山の再生については、私もこれからの神河町の地域創生、持続可能な神河、変わらない風景を未来の世代につないでいくという観点からいくと、絶対にそこはしっかりとやり遂げなければいけない政策であるという認識は持っております。

今回、一般質問で栗一大河間の林道の質問ということでございまして、考え方としましては1回目の答弁でさせていただいたとおりでございます。

その中で、議員言われるこの町が事業主体となるということにすれば、年間の予算の割当て、補助金の割当て、そういうふうなところからいくと非常に年数がかかってしまう。ただし、現在の受益地面積からいくと420ヘクタールということでございますので、そうなっていくと県代行の林道ということには採択はならない。

ならば溯までこの受益面積を広げて県代行にしてはどうかというお話でございます。不可能ではないと思いますけども、じゃあ、結論として、そうなったときに県代行でやろうとなるとき兵庫県の捉え方がどうなっていくかということになってきます。恐らく基幹的な林業専用道でございますから、当然起点があれば終点があって、終点が行き止まりではなしに、どこかにつながっていくということであれば基本的には事業化はなかなかできないというふうに捉えておりますので、その辺りの協議も非常にしっかりと進めていかなければいけないということだろうというふうに思っております。

先ほど建設課長の答弁でもあったんですけども、町単独でやった、町単独じゃない、町が事業主体の林道を施行する場合は、国が50%、県が1%、町が49%ということです。そこに受益者負担というものは出てきておりません。私も役場職員時代に山担当しておりまして、幾らかの林道の開設にも携わらせていただきました。その当時は民有林林道という補助事業がございまして、国庫補助メニューですが、国が50%、そして県が幾らかあって、町も10%か20%追加補助をして、残りは2割か3割が受益者負担という、そういった中で補助メニューはあったわけでございます。

それ以降、国の林業政策もかなり変化してきたというふうに捉えております。当時は木材の価格も非常によかったので、山の所有者の山に対する意識も非常に高かったわけで、地元負担してでもいいから林道つけてほしいという、そういうことでもございましたが、国産材の低迷というふうな中からなかなか、民有林林道の開設、受益者負担を伴った民有林林道の開設は一気に冷え切っていたようなそういうイメージを持っております。そうこうしておりましたら間伐についても切捨て間伐というような国の政策展開になってきたというところでもございまして、それ以降本当に神河町における、また全国的にも民有林林道というそういった事業はなくなっていったのかなと。

そこで今出てきておるのは、メニューとしては受益者負担という、そういう項目がない事業になっておりますから、そうなってくるともう国、県の補助残は町が全額というようなことになっていきますので、結論から言えば1回目の答弁でも申し上げたところではございますが、町の財政状況、そして町として本当にこの4キロの林道を町としてしっかりとやり遂げるんだというそういった庁内、執行部サイドでの十分な調整、また

覚悟も必要であろうというふうに考えているところでございます。

今回栗原議員からそういった質問もいただいて、それを受け止めて、庁舎内でも今後どうしていくかという点について考えていかなければいけないというふうに考えております。

それと迂回道路としての活用ということになっていくと、災害時、県道でそういった災害が起きた場合、ゲリラ豪雨が発生した場合に県道が閉鎖しなければいけない。そのための迂回道路というふうに考えていくと、その大河―栗間の林道にしても構造的にはしっかりと安全対策を講じた構造にしていけないと、県道で崩れるというふうなことがある雨は林道についても同じことが言えますから、それ以上の災害が発生するかもしれませんので、そういうことも含めて考えなければいけない。

そしてもう単なる作業をするため、間伐をするためにとにかく作業路を入れて間伐をするということであれば、これは今も間伐事業の中で進めていることでもございますので、そこはまた森林組合と調整をしていきながら間伐事業について前進できるように全力を尽くしていきたい、このように考えております。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今日の質問、長谷地区の自治協の方、また森林組合、この辺もやっぱり望んでおられることなんです。やっぱり災害発生時、最近ほんまにいろんなところで災害が起こってます。緊急で必要な道路だと思うんです。通れなくなるといのは必ず前ありましたんで、早急に計画を立てて、県や国に補助申請をする必要があると思うんですが、計画を立てて、相当期間要するということもようやく分かりました。でも今やっておかないと全然進まないと思うんです。やはり計画を土俵に乗せんことにはその実行ができない。やはりその辺を考えて取りあえず計画を立てて、一回前向きに検討を進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 栗原議員の質問は終わられたわけなんですけど、一応要望としてお聞きはさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 以上で栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を10時45分とします。

午前10時18分休憩

午前10時45分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

休憩前に続いて一般質問を行います。

次に、7番、松岡宣彦議員を指名します。

7番、松岡宣彦議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。よろしくお願ひします。

まず初めに、山名町長、5期目当選おめでとうございます。当町としては、中播消防の建て替え工事、それからごみ処理場の新築工事、大型プロジェクトを控えておりますんで、16年の経験と行動力でうまくまた神河町のかじを取っていただきますようよろしくお願ひします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、私は神河町のコンパクトシティ推進について一般質問いたします。

当町では、人口減少、少子高齢化が確実に進んでおります。このまま人口が減り続ければ、公共施設、道路、上下水道、町ぐるみ健診に至るまで様々な行政サービスを今までと同じ形で維持し続けることが難しくなると考えます。

現在、全国の多くの自治体では、こうした課題に対応するため、生活サービスや居住機能を一定の区域に集めるコンパクトシティや小さな拠点づくりを進めています。当町においても将来財政負担を軽減しつつ、住民の安心・安全を守るため町の形をどうつくっていくのか、今こそ議論が必要であると考えます。それらを踏まえて次の質問をさせていただきます。

まず最初に、今後、人口が減少し続ける場合、神河町としてどのような町の形を描いているのか、町のお考えをお伺ひします。また、生活サービスを維持するエリア、逆に整理していくエリアなど将来の方向性について基本的な考えがあればお示しください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、松岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

松岡議員がお示しいただきましたコンパクトシティ化につきましては、高齢化の進行や将来の人口減少によりまして、生活サービス、それから訪問介護、小売店などのサービス産業の生産性の低下、それから行政コストの増大、さらには固定資産税収の確保が困難になることが予想される中で、住居を公共交通沿線や日常生活の拠点へ緩やかに誘導しまして、人口を一定程度集積させることで住居と生活サービス施設との距離を短縮しまして、生活サービスの維持・向上を図るとともに、行政コストの縮減や税収確保を目的とするものと理解をしております。

コンパクトシティ化のメリットとしましては、先ほどもありましたとおり生活利便性の維持・向上などが上げられます。一方で、神河町のような中山間地域におきましては、中心部への集約を進めることで周辺部の過疎化が一層進み、場合によっては消滅する自治区が生じる可能性がございます。その場合、山林・河川・農地の維持管理が困難となりまして、荒廃が進行することも懸念をされるところでございます。

こうしたデメリットの予測も踏まえた上で、神河町としてコンパクトシティ化を進める意向があるかという点につきましては、現時点ではコンパクトシティ化を進める考え

はございません。

以上、松岡議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 何も今のところ考えていない、する計画もないという答えみたいでしたけど、驚きます。全国でそういう風潮になっておりますし、今のこの聞いてましたら、コンパクトシティ化のメリットとして、生活の利便性維持・向上などが上げられる。その一方で、中心部への集約を進めることで周辺の過疎化が進み、場合によっては消滅する自治区が生ずる可能性がある。山林や川などの、農地の管理が困難になり、荒廃が進行することも懸念されるのでという答えですけれども、これ人口どんどんどんどん減って行って、ほっといてもですよ、ずっと荒廃が進んで過疎化が進むのは目に見えてるわけですよ。昔は十年一昔と言うてましたけども、もう今、三年、二年一昔の時代になってきて、もう今から数年前には自動車が空飛ぶなんて誰も思いも寄らんことがもう実現するような時代になってきたんで、そういうようなときに、荒廃がする、何かを手だてを考えておかないと荒廃がもっともっとひどいことになると思うんですよね。だから今、下水道の管があります。その管が古くなって取り替えると。そしたら取り替えずにそのまま置いとこうか。そしたらみんな破裂して、ぼろぼろになっていきますよね。そういったことするために何か手だてを考えないと僕は駄目だと思うんですよね。

だから正直言うと今は、今言われたコンパクトシティ化を推進する考えはございませんということだったんですが、その意見をもう覆していただいて、考えますという言葉が欲しいんですけどね、どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。今、松岡議員がおっしゃっていただいた形で人口減少が進むというふうなところにつきましては、おっしゃっていただいたようなところになるというふうなところもちろん予測されるというふうなところでございますけれども、それぞれの施策をする上で今現在では、例えばそれぞれの地域におきましては地域自治協議会というふうな活動も町としては推進をしておるといふふうな状態の中で、先ほどの回答もさせていただきましたけれども、今現時点ではそういったコンパクトシティの推進というふうなところはできないというふうな思っておるといふふうなところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 私が言いましたのは、今から考えておかないと、今やろうと言ってるわけじゃなくて、考えておかないと今から先が駄目やと言ってるわけで、その考えを持っていただきたいと言うわけですけど、いかがですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

松岡議員おっしゃるとおり、私ども神河町の町政を担うというふうな立場の中から、今現在人口減少、2060年には3,000人台になるというふうなところも踏まえて全体を見ながら今現在施策を検討、施策を立案するというふうな立場にありますので、既にそういったところは見据えた上での計画というふうなところは立てさせていただき、今後も検討させていただきというふうに思いますので、その辺御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今から考えていきますということなんで、いいことですね。その言葉がいただけたら、今日、質問が続けてやっていけるなというところです。

それで続いて、今日はこのコンパクトシティ化一本で話をさせてもらいたいと思うんで、その中に関するのを次から次聞きますけども、よろしく願いいたします。

次に、今現在、神河町に存在する公共施設ですね、その中にはやっぱり老朽化が進んでいる建物も多くあると思うんです。その中で個別に建て替えるのは、もう財政的にも物すごく負担がかかりますし、非効率的だと思うんです。だからその再配置計画にコンパクトシティ化をどのように取り入れる方針があるのか伺いたいです。複数の公共施設を一本化して複合化するといった可能性についてなど検討状況をお伺いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、公共施設のコストの削減ということで御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず公共施設の維持コストの削減につきましては、公共施設の整備や維持管理に関する基本的な方針を示しました公共施設等総合管理計画及び施設ごとの具体的な対応方針を定めました公共施設等個別施設計画に基づきまして、適正な維持管理を通じたコストの削減を進めているところでございます。

本計画では、新たな公共施設の抑制、公共施設保有量の段階的な縮減、公共施設のサービス機能に着目しました統廃合や再配置の実施など、持続可能な公共施設等のマネジメントを基本方針としております。

特に建築物につきましては、人口減少、少子高齢化の進行に見合った施設の総量を維持することとしまして、建物の床面積を縮減していくこととしております。

少し最近の取組になりますが、機能の一部を図書コミュニティ公園「桜空」に統合した神崎公民館、体育センターの廃止、解体等を進めてございます。町全体の施設全体を見ますと、この進捗なんですけど、まだまだ進んでいないというのが実情でございます。

当町の公共施設につきましては、築40年を超え長寿命化改良ができない施設、それから観光施設の中には経営が非常に困難な施設など多くの課題がございます。

その中から、今年度から取り組んでおります若手・中堅職員によりますみらい創造プロジェクトチームでは、人口減少と今後の財政負担の増大が避けられない公共施設の在り方、再編、統合について検討、議論を行い、町民サービスの質を確保しながら効率化を図る縮充という考え方の施設整備として、その方向性を提言としてまとめていただいているところでございます。

今少し聞き慣れない言葉ですが、縮充というような言葉を申し上げましたが、少し説明をさせていただきますと、この縮充ですね、造語でございます。つくり言葉ということになります。意味合いは、小さくまとめていくという意味の縮小の「縮」、それから内容を豊かにするという意味の充実の「充」、この2つの言葉を合わせまして縮充というふうに呼んでおります。考え方としては、縮小はしていかざるを得ないような実情、背景がありますが、ただ縮小していくということではなくて、住民サービスの視点のところについては一定程度維持できるような工夫を入れていくというような考え方でございます。

グリーンエコー笠形、それから町民温水プールなど実際に喫緊に取り組んでいかないと駄目なようなもののある施設もありますが、引き続きコスト削減に向けた再編、複合化、統合のほうを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今、幾つかの施設の名前は出てきましたけれども、ほかに具体的にはどういった施設が上げられますか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。具体的な施設というところではいきますと、どの施設も全てそういったところで考えていかないといけないということです。まず喫緊に取り組んでいかないと、本当に取り組んでいかないといけない施設ということで少し具体的な施設名を申し上げましたが、これらのもののところが終わっていった段階では、次に、もう既に老朽化が、40年というような施設がたくさんございますので、これを新たに更新するというような考え方にはならない。できるだけ長寿命化をかけていく。しかしながら、この40年を超えますと、長寿命化をかけても使えないということです。基本的にいくと、もうこれは縮小するか、廃止をするかというような方向性になるかというふうに思います。これらのものをもう順序立てて計画的に取り組んでいくということになります。実際には少しそういったところで優先的などところをつけながら取組をしていくということで、施設についてはどの施設も全て対象というふうに考えてございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。この今、回答の中にみらい創造プロジェクトチームという名称が出てきましたが、これは中堅職員さんの皆集まって検討され

てると思うんですが、そのプロジェクトの中には公共施設のそういったことばかりを話し  
されてるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） このプロジェクトチ  
ームですね、みらい創造プロジェクトチームです。これは今、神河町が抱えている課題  
について考えて、方向性を若い人らで議論していただくということになってます。今年  
度で終わるということではなくて、引き続きというふうなことになるかと思うんです  
が、まず喫緊に、人口減少の中でこういった施設のコストというのが喫緊に取り組むべ  
きものということで、今年度は少しテーマを絞りながらということに取り組んでいると  
いうことでございます。ですので、今年度は取り組んだところの主なテーマは公共施設  
の今後の在り方ということでございます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今お聞きした内容では、このみらい創  
造プロジェクトチームというのはなかなか面白いというか、いいプロジェクトだなと、  
いいチームだなというふうに思いましたが、来年の目標とかもあるんですけど、その中  
でコンパクトシティという考え方を検討してもらおうというのはどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でござ  
います。今年度取り組んだ、先ほど申し上げました縮充ですね、これは考え方の中の一  
部としてはコンパクトシティという具体的なものではないですが、そういうふうになら  
ざるを得ない中でどう物事を考えていくかということです。冒頭で松岡議員さんがおっ  
しゃられたとおり、実際に人口が減少して行って少子化が進んでいく、これは間違いな  
く進んでいくということです。大事なのは、おっしゃられたように、そこを前提として  
踏まえていろんなことを考えていく、これが大事なかなというふうに思ってます。なので、  
基本的に具体的にそういったところはないですが、この中で議論をされてる中でもそう  
いった方向のところ、現実のところを捉えながらそういったような考え方になってると  
いうことです。

今後、いろんなテーマありますけども、それも同様に、この人口減少が進む、少子高  
齢化が進むという前提の中で議論をしていただけるといふふうに思っています。以上で  
す。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） コンパクトシティ化で今ずっと質問等させていただいて  
るんですけど、よく御存じだと思いますが、僕が言いよんのは、言うたら辺地ですね、  
僻地いうか人口少ないところ、そこの人たちを全部こっちに住めというような内容では  
ないんですよ。別にその辺はもちろん自由なもんですから。

ただ、コンパクトにずっとまとめていって、公共施設なんかも1か所にまとめて、そ

こへも行くのに行きやすいように、こういうところもありますよ、ここに移られたら楽に生活できますよというその提案が住民の方々にできればいいなと思うんですよね。そういう考えで進んでいかないと、今いろいろ質問しておりますが、こういう器があるんですと、こういう形に進んでいくんです将来はというふうにやっていかないと、各谷の一番奥のほうへ行きますと皆さんおっしゃいますよ。どこも空き家でな、子供もおらんしなど。もう将来どうなるんやろう思うてんねんと皆言うてやから、その人に、いや、こういう考えで、こういう進め方で、町の未来図はこうなんですよという提案というか、安心していただけるようなまちづくりをするために今から考えておいたほうがいいですよということなんで、その辺もよく踏まえていただいて答弁していただきたいと、そういうふうに思っております。

続いて、もうこうなってくると全部コンパクトシティ化に含まれてくるんですけども、いろいろと今検討しておる交通、移動手段についてですね、これもその中の一つだと私は思っています。

どんどん高齢者人口が増えて、免許を返す方も今から増えてきます。どう考えてももう、そうですね、60歳以上の方が非常に多くなってきたんで、誰もが移動する仕組みというのは絶対条件で、絶対必要なものになってくるんで、町としての今までもたくさんこのことについては質問したと思いますが、将来の交通体系をどのように描いているのかいうことをちょっと伺いたいです。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、松岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町では、公共交通機関それぞれの特性を踏まえた鉄道、JR、それからバス・タクシーなどの公共交通に関する計画といたしまして、神河町地域公共交通計画を令和5年度に作成をさせていただいております。

この計画におきましては、特に町内での運行となるバス・タクシーについて、現行運行しておりますコミュニティバスのうち、幼稚園児、それから小学生・中学生が利用する時間帯の便はそのまま維持をさせていただきまして、それ以外の時間帯をデマンド型交通、予約型ですね、予約型のデマンド型交通へ移行する方針としております。デマンド型交通につきましては、既に長谷方面の川上線のほうで試行運転を実施しております。バス停を最寄りのごみステーションごとに設置をさせていただきまして、利用者登録及び乗降予約を行うことで利用いただいているというふうな状態でございます。

また、タクシーにつきましては、現在、株式会社ウイング神姫によります運行によりまして、2台の車両で事業を実施されております。タクシーは戸口から戸口、ドア・ツー・ドアというふうなところになりますけれども、利用可能であり、柔軟な移動手段として運行、機能しております。

一方で、現状のバス・タクシー運行では、夜間の利用や日曜日のタクシー利用ができ

ないこと、またバス停までの移動が遠いといったような課題ということになっております。今後は、デマンド型交通の導入拡大やタブレット等での予約も含め導入を検討してまいりたいというふうに思っております。さらに、タクシーにつきましては、自家用有償運送や公共ライドシェア、それから日本版ライドシェアなどの活用を含めて運行方法の検討を進めてまいりたいというふうに思います。人口減少に対応した公共交通の在り方を総合的に検討してまいりたいというふうに思います。また、加えて、福祉部局との連携も行いまして、神河町に適した持続可能な公共交通体系の構築に取り組んでまいりたいというふうに今現在考えております。

以上、松岡議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。この問題につきましては、産業建設常任委員会でも常に出てくる問題であるわけですが、高齢化が物すごく進んでいるので、これはもう早急にやっけていかないと、一番にやっけていかないといけない課題かとは思っていますので、ぜひとも早急に確立していただきますようによろしく願います。

その点について、町長はどういうふうに交通手段については考えておられますかね。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、お答えさせていただきます。

公共交通については、このたびの神河町長選挙においての私のマニフェストの中にも掲載をさせていただきました。この現状、神河町のJR以外の公共交通については、先ほど課長が説明したとおりであります。

コミュニティバス、そして路線バス、そしてデマンドバスの試行型、スクールバス、いろいろな形があるんですけども、それをしっかりと網羅しながら、今度はこのデマンドバスについて越知谷エリア、そしてまた小田原エリアというふうには考えているんですが、なかなかコミュニティバス路線がある中で、そこにデマンドバスをどのように配置していくのかというふうに考えると、非常にこの協議が困難になってきているというところでありまして、今も担当課中心に公共交通についてのいろいろと議論はしてくれているんですけども、一つ物の考え方として、タクシーも含めて少しリセットした中でもう一度、最初からといいますか、少しこれまでの考え方は整理をした中で新しく公共交通について考えていくことも必要ではないかなというふうに考えておりますし、そのことをこれからの4年間、それも早期にこれは確立をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。ぜひとも早急によろしく願います。

続きまして、コンパクトシティ化の中で一番問題になってくるかもしれないんですが、住むところについての質問なんですが、空き家もどんどん増加しています。町として居

住促進エリアを設定し、その区域にある空き家を利用したり、町営住宅や移住者向け住宅をそこに集約したりするような考えはありますか。あわせて、その区域の住宅へ誘導する施策として補助金などは設定される可能性はありますか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。松岡議員の質問にお答えさせていただきます。

2050神河将来ビジョンで掲げます「変わらない風景を未来の世代へ」という方針を実現するためには、地域の風景や暮らしを大きく変化させるようなコンパクトシティ化というふうなところにつきましては一律的には進めていくわけにはいかないというふうに考えております。そのため、先ほどと同じような回答というふうになるかもしれませんが、移住促進エリア等を設定して居住を誘導するという方針については、現時点では考えていないというふうなところでございます。

しかしながらですけれども、これまで実施してまいりました若者向け賃貸住宅や宅地開発などの住宅施策につきましては、比較的中心部への整備を進めてきたところでありまして、今後におきましても生活利便性や若者の定住促進を考慮しまして、適切な場所での施策を実施してまいりたいというふうに考えております。加えて、中心部への住居を希望される方のみならず、田舎暮らしを求める方に対応できるよう、多様な住環境の選択肢を確保することも努めてまいりたいと思っております。それに伴います補助金制度につきましても、既存の空き家利活用支援や若者世帯住宅取得支援事業など、これにつきましても継続をさせていただき、またさらに充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、松岡議員の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。同じような答えて、コンパクトシティ化を一律に進めていくわけにはいかないと考えておりますということですが、先ほども申しましたように、そう冷たくぼんと突き放さずに考えてくださいね。

それとあと、そのずっと奥のほうの1軒だけみたいな家にお年寄りが1人住んでいるというような住宅もあると思うんですよね。いやいや、ここで満足してんねやという方もいらっしゃるかもしれませんが、中には、いや、歩いて病院行ける、歩いて買物に行ける、歩いて電車に乗れるというふうなところがいいなと思っている方も少なからずおられるんじゃないかなというふうに想像するんですね。それにはこちらへ出てきたらこうして、前も、先ほども申しましたように楽に暮らせますよというふうなところを造ってあげて、もうこっちへ住みなはれという誘導でなくて、そんなところへええところがあるんやったらそっちへ行きたいなという方もいらっしゃると思うので、そういう箱を造っていただくという努力をしていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。ありがとうございます。今現在、若者を中心というふうなところでの施策というふうなところが大きく重点を置かせていただいております。これも人口減少の原因というふうなところがそういった世代が減っていくというふうなところの中でそういった部分もさせていただいてるわけなんですけれども、基本的にはトータル的に、どの年代も住みやすい環境というふうなところが何かというふうなところを今後も研究させていただきながら、そういった部分も含めて検討させていただきたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今言われたように、若者が住むための補助というか、そういう施策は非常に進んでいると思います。

しかし、本当に町のことを分かってやるならば、若者も大事ですけども、やはり全員が60歳を超え、70歳を超え、80歳を超える人たちが多く今現在住んでいる。中にはいらっしゃいますよ。若者には物すごい手厚いけど、私らには何も手厚くないという言葉も正直聞きます。やっぱり実際に今、昔から住んでここの住民である人たちが気持ちよく過ごせる町でないと僕は駄目だと思いますんで、今も言われてたように、老人と云えば失礼な言い方なんですけど、家にずっといて、もう仕事もされてない方をもっともっと親切に、楽に暮らさせてあげるようなそういう施策をぜひしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 若者から高齢者までバランスよく支援政策をとる御意見でございます。特に住宅政策については、先ほども答弁させていただいたところでございます。若者定住政策については、神河町の目玉事業としてこれまで精力的に進めてきたということでございます。

その一方で、高齢者については何もできてないのではないかなという、そういう声も聞いたということでありまして、若者定住政策のようなこの住宅支援施策は実際できておりませんし、しておりません。しかし、高齢者対象とした、これは兵庫県の事業とはなっておりますけども、人生いきいきの住宅改修事業等も予算化させていただいて、そういった高齢者の方々に対する住宅改修もそういった環境は整えさせていただいているところでありますし、いわゆる通常のこの高齢者対策予算というものは毎年しっかりと予算計上させていただいて、福祉政策に反映をさせていただいているというふうに捉えております。

一番重要なのは、よく何回も言ってるんですけども、持続可能なまちづくりをどのように進めるかというふうに考えますと、やはり世代交代がしっかりといつの時代もできている、そういったまちづくりをしなければ町の将来はないというふうに考えております。そのように考えれば、若い方々が神河町に常に生活の拠点としてなりわいを展開し

ていただいているというそういう環境をつくっていかねば世代交代はできませんので、そういう意味においては、やはり若い方々流出するというのがもう今の神河町の一番の問題でございますから、そこをいかに食い止めていくかいうところはこれからも進めていかねばいけぬというふうに考えております。

しかし、若い方々の定住政策をやって、若い方々も5年、10年たてば当然高齢者になっていく。そういったときにその方々も住みやすい町だなと言ってもらえるような政策展開をしなければいけぬということでございます。

移住者についても優しい神河町というふうなことも聞くんですが、移住された方も行く行くは神河町の住民になって、定住者になってるわけですから、その方々もまた高齢化するということがありますから、その方々が高齢になっても最後まで神河町に住んでいただけるまちづくりを神河町としてしっかりとつくっていかねばいけぬというふうに私は考えております。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。町長のすばらしい力強い意見を聞いて、安心しました。今からも続けて神河町に住んでいけるようなそういうまちづくりをよろしく願いたいと思います。

以上、いろいろとお聞きしましたが、ふだんの問題点も全部コンパクトシティ化政策に入ってくるんじゃないかと、これを調べている間にそういうふうに私感じたわけですが、全部整って初めてコンパクトシティ化に成功したなというあれもあると思います。

私が最初の頃に言いましたが、2050の計画は、将来ビジョンは出ておりますが、今現在でいうと25年先になります。今は10年でなくて、3年で世の中が変わってきています。今からの直近ではなく、もう相当先になりますが、10年後の神河町の未来像をぜひとも町長からお伺いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は、町民の皆様様の温かい支援に支えられまして、これまで4期にわたり町政のかじ取りを担わせていただきました。そして本年、神河町は合併から20年という大きな節目を迎えました。振り返ってみますと、16年前、私が町長に就任したとき、まず掲げたのは「ほんまにひとつの神河町」でした。その後、「住むならやっぱり神河町」、さらに「交流から関係、そして定住」、さらに、みんなが元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」と、段階を踏みながら町民の皆様と共に力強いまちづくりを進めてまいりました。この歩みの根底には、2050神河将来ビジョンで掲げる「ずっと大好き みんな大好き 夢ふくらむ かみかわ」と「変わらない風景を未来の世代へ」という価値観があり、そこには町が長年培ってきました価値を将来世代へ確実に引き継ぐという強い決意があるわけです。もちろん少子高齢化や人口減少という課題は、神河町にとっ

でも避けられません。しかし、悲観する必要はないと私は考えています。私たちには豊かな自然、歴史と文化、人の温かさ、神河町ならではの強みがあります。この強みを最大限に生かし、未来へ力強く進むため、私は町の最上位計画である第2次長期総合計画、第3期地域創生総合戦略、そして2050神河将来ビジョンを理想の未来を示す羅針盤として位置づけ、これらを軸にまちづくりを進めていきます。

今年度、私は新たに「突き抜けよう！かみかわ」というキャッチフレーズを掲げました。厳しい財政状況であっても必要な投資には勇気を持って踏み出す。短期的にやるべきこと、長期的に備えるべきことに果敢に挑み、未来に誇れる神河町をつくる、これが私の決意であります。

ここから、私が描く10年後の神河町の姿について説明させていただきます。

まず第1に、原風景を守りながら持続的に発展する町です。山・川・農地・集落が織りなす神河町の原風景は、何よりの財産であります。その財産を守りながら、買物・医療・交通などの生活インフラを整備し、町内のどこに住んでも安心して暮らせる環境を実現します。デマンド型交通やコミュニティカーシェア、JR播但線の利用促進など、最新の技術の導入も検討し、多様な移動手段を確保してまいります。

第2に、子供が育ち、若者が誇れる町です。デジタル技術を生かし、質の高い学びと自然体験教育を両立させ、子供たちの感性と創造力を育みます。さらに、図書コミュニティ公園「桜空」を未来の象徴として、世代を超えて人が集うこのエリアのランドマークへと成長させます。まさにまちづくりは人づくり、桜空はその拠点と考えています。

第3に、地域資源を生かした強い産業構造を築きます。森林資源を生かした再生可能エネルギー、スマート林業、農地の再生、有機農業、新規就農に対する支援。こうした取組で一次産業の未来を切り開いてまいります。また、交流人口100万人の経済循環をさらに拡大し、グリーンエコ笠形の再生や峰山高原リゾートの整備を進め、観光基盤をより強固なものにしてまいります。

第4に、人がつながり、温かさが息づくコミュニティを守ります。地域自治協議会との連携、空き家対策、移住者と地元住民の自然な交流など、地域の絆を次世代につなぐ取組を力強く進めてまいります。

こうした施策の積み重ねによって、若者が誇りを持ち、子供たちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らせる町、これこそが私たちが目指す神河町の姿です。人口減少は避けられません。しかし、たとえ2060年に5,500人の町であったとしても、神河町は必ず持続可能で、力強く輝く町であり続けると私は確信しています。町民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様と共に「突き抜けよう！かみかわ」を旗印に、未来への挑戦を進めてまいります。

以上申し上げまして、松岡議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。いや、町長、すばらしいお言葉。安心

してみんな暮らしていけると思います。

また、ひと・まち・みらい課長、ぜひとも考えていきましょうね、まちづくりを。

これをもって私の質問に代えさせていただきます。どうも。

○議長（澤田 俊一君） 以上で松岡宣彦議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を13時ちょうどとします。

午前11時32分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に続いて一般質問を行います。

次に、2番、木村秀幸議員を指名します。

2番、木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1、図書コミュニティ公園「桜空」について問います。

①今年の8月14日、桜空においてシルバー人材センターの方が閉館時間よりも早く施設を施錠したことにより、トイレに入っていた高校生が閉じ込められるという事案が発生しました。幸いにも大きなけが等はありませんでしたが、場合によってはパニックや体調不良、命に関わる事故につながるおそれもあったと考えます。この日スマートフォンを持っていなくて次の日が休館日ならどうなっていたことでしょうか。このような事態は、町の施設運営の信頼を損ない、利用者の安全確保という点で非常に重大であると感じています。ここで質問いたします。今後、このような事故を二度と起こさないためにどのような取組をされたのか、お聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

既に8月の総務文教常任委員会、11月の総務文教常任委員会でも詳細について御説明をさせていただいておりますが、改めて御説明させていただきます。

本年8月14日木曜日夜、図書コミュニティ公園「桜空」にあるトイレ2か所のうち、建物西側トイレにおいて、閉館時間である10時より早い9時半頃に高校生がトイレに入っていました。夜間の施設管理業務をお願いしてまます公益財団法人中播広域シルバー人材センターの職員が来館者は全て退出されると勘違いし施錠したことにより、トイレから出られなくなるという事案が発生いたしました。その高校生は御自身のスマートフォンで役場に電話し、役場宿直担当から桜空担当参事に連絡があり、桜空に駆けつけて解錠し、無事に外に出ることができました。詳細につきましては、9時30分頃当該

トイレを施錠、9時40分頃高校生がトイレ内から役場に電話連絡、9時46分頃役場宿直担当から桜空担当参事に電話連絡、9時51分に担当参事が桜空に到着し解錠、その後、4分後には、この電話連絡とは別に当該トイレに設置しているセコムの防犯センサーが異常を感知したため、9時55分頃にはセコムの緊急対応員も現場に駆けつけていました。幸い、その方は体調を崩されることはなく、無事に帰宅されました。

翌日、8月15日午前8時40分頃閉じ込められた方及び御家族に謝罪を行い、その後、担当参事から教育課、総務課に報告を受け、町長、副町長にも報告をしています。町としましても今回の件を施設管理者として重く受け止め、8月15日中にはシルバー人材センターの事務局に対して状況の確認と再発防止策についての申入れを行いました。当該施設の夜間業務は3人の方のローテーションで勤務をしており、8月15日中には8月14日に勤務していた職員以外の2名にも同様の事案が起こらないようにシルバー人材センター事務局から指導いただいているところです。

また、直後の8月19日の総務文教常任委員会でも報告をさせていただき、その間、担当課として、なぜなぜ分析の手法を参考に、再発防止策として夜間シルバー業務マニュアル及び点検チェックリストを作成することとし、8月23日からは業務マニュアル及び点検チェックリストに基づき、利用者及び施設の安全かつ適切な管理業務を行っていただいているところでございます。

また、8月の常任委員会でも御指摘のありました勤怠管理につきましては、シルバー人材センター事務局と協議し、9月2日からタイムカードを導入し、勤務開始時刻及び勤務終了時刻の点検・確認を行っております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。9月2日からタイムカードを導入しとありますが、今までそのタイムカードというものは一切なかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。御質問にお答えさせていただきます。

7月20日にオープンして9月2日までにつきましては、タイムカードを導入しておりませんでしたので、業務日誌等で確認しておりました。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。シルバー人材センターへの委託で、シルバー人材センターからの委託で来られているシルバー人材センターの方は時給で多分支払いがされていると思うんですけど、なぜタイムカードがなかったのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。教育課の所管する社会教育施設、社会体育施設、公民館でありますとか、はにおか運動公園も同様でございますけども、いずれもタイムカードを導入しない形での管理ということをごこれまでしておりましたので、同様の取扱いということで管理をしておりました。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。分かりました。

次の質問、②に移ります。この事故を役場職員全体にいつどのように周知されましたか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

一部繰り返しになりますが、本件は発生の翌日である8月15日に教育課並びに総務課に報告し、同日中に町長、副町長にも報告を行っております。

その後、8月25日の管理職会議において状況報告を行い、共有してまいりました。

また、教育課内では同様の教育施設等を所管・管理しているため、小・中学校、幼稚園の担当者、施設管理担当者、社会教育施設及び社会体育施設の施設管理担当者には詳細を周知しております。その他の職員に対しては、管理職会議の資料を供覧し周知を行い、同様の事態が起こらないよう対策を講じております。今後も教育課としましては、毎朝の朝礼などを通じて職員への周知を徹底していきたいというふうに考えとります。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。この一般質問を作るときに、この事故はいつあったかと思って、何人かの職員にこの事故はいつあったかと聞いたんです。それで聞いたんですけど、詳細まで分からないと、いつあったか分からない、何かあったみたいですねという答えがあって、それで宮本参事に聞いたら、宮本参事に教えていただきました。

それはほんまに二度と起こさないようにしようとしとるんかなと思うんです。先ほど言われていた管理職会議では言うてますけど、そこで止まっていないかなと。役場の職員は異動あるじゃないですか。新規採用とか中途採用もあります。この事故は、桜空だけ、教育課だけの問題ではありません。本当にこのような事故を二度と起こさないようにしている組織には全く見えないです。情報共有、ヒヤリ・ハット事例の共有、危機予知活動（KY活動）等の徹底をお願いします。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員の御質問にお答えしたいと思います。

一部繰り返しになりますが、施設担当者へは同様のことが起こらないようにするためにすぐに周知を行っておりますので、また担当においては必要に応じた対策を講じる必要もあるため、すぐに周知をしております。その都度優先度に応じて、優先的に周知すべきこと、順次周知すべきこと、また一斉に周知すべきことを取捨選択し、必要な情報周知、情報発信を行いたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 繰り返しになりますが、役場職員全体にやっぱりこれは知っていただかないといけないと思うんです。やっぱりこの時間帯はシルバー人材センターの方かもしれませんけど、こういうところでこういう事故があった。言ったらほかのところでもこういう事故が起こらないように僕らも頑張ろうというように役場職員全体にやっぱり知ってもらわないといけないです。中途採用とか新規で入ってきた方にも、あっ、そういうことがあったのか、絶対起こさないようにしようという、やっぱり組織で頑張ってもらえないと、二度とじゃなく、これまた起きてしまうんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。こういう事案につきましては、毎月行っております管理職会議の資料をプリントアウトし、課内で供覧して情報周知することとしております。

一部形骸化してるところもあって、なかなか全てを把握、見てもらえるかというところについては少し課題があるのかなというふうに思いますけども、改めて供覧をしっかりと徹底して情報の周知のほうを図っていきたいというふうに思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。強くお願いします。

3番に移ります。シルバー人材センターの方は夜10時までいないといけません、閉館時間よりも早い9時半頃に施錠をし、9時35分頃に帰ったとのことでした。これは職務怠慢、職務放棄に当たると考えます。町としてシルバー人材センターや当事者の方にどのような指導、ペナルティーを行ったのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員の御質問お答えさせていただきます。

公益財団法人中播広域シルバー人材センターの設置目的を踏まえて、町としていわゆるペナルティーを科すようなことはしておりません。

また、御存じかもしれませんが、委託業務という形態上、町職員がシルバー人材センターの職員に対して直接的に業務の指示やお願いを行うことはできません。今回の件に

つきましては先ほど申し上げましたように、8月15日には担当参事が神河町として口頭によりシルバー人材センター事務局へ是正の申入れを行っており、再発防止のため強く要請しているところでございます。あわせて、業務内容や勤務開始・終了時刻の指導及び徹底を図るよう申し入れており、8月23日からは業務マニュアル及び点検チェックリストに基づく業務の確実な実施についても要請し、現在はそれに基づき適切な管理業務を行っていただいております。

なお、チェックリストにつきましては、毎日、町職員が内容を確認し、適正に業務が実施されているか点検しているところでございます。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。冒頭にありました、このペナルティーを科すことは行っておりません。シルバー人材センターのほうにはなぜできないのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。冒頭申し上げましたけども、シルバー人材センターの設置目的を踏まえてというところですけども、シルバー人材センターの規約には目的及び事業という項目がございます、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とするというふうにございます。まず、この精神を尊重させていただきたいと思えます。

今回の件につきましてもペナルティーを科すというよりは、二度と起こさない対策を講じるということが大切であろうということをもまず考え、シルバー人材センターと打合せをさせていただいて、再発防止に取り組むということにしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。そしたら、シルバー人材センターの方は、言うたら10時まででないといけないのに9時35分に帰られてます。この支払いは満額支払われているのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員の御質問にお答えします。

この日の勤務は9時35分で終わっておりますので、9時35分までのお支払いということにしております。

以上、回答といたします。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

再発防止のために、以下のような対策を徹底していただきたいと思います。シルバー人材センターへの再教育、研修の実施、管理委託契約に安全確認義務や報告義務を明記、監督職員による定期的な抜き打ち確認、これらをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。改めてシルバー人材センターの設置目的であったり事業内容も確認させていただいて、今、議員がおっしゃっていただいた部分が全て反映できるかということは、少し法令上であったり規約上に係る部分ですので、検討はさせていただきますが、できるかできないかにつきましては、相手のあることでございますので、調整のほうさせていただきたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私の考えというのは、先ほど教育課長が申し上げたとおりでございます。このシルバー人材センターの設立目的に沿って適切な対応をさせていただきます。

ただし、公共の施設の管理について、このような今回のようなことが二度と起こらない、そういったことも含めて適切に対応をしてまいります。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。町民が安心して施設を利用することが信頼の基本です。桜空での今回の件は、一歩違えば人命に関わる重大事故になりかねません。人のうっかり、慣れで済ませることなく、町として責任ある対応と再発防止策を早急に講じていただきたいと思います。安心して利用ができるよう、今回の事例を教訓に安全管理の徹底をお願いします。

次の質問に入ります。2、登下校の安全確保・害獣対策について問う。

①近年、全国的に熊による人身被害が多発しています。今年は特に凶暴化していると報道もあり、多くの死者が出るなど深刻な状況になっています。兵庫県でも例外ではなく、豊岡市では熊に襲われ重傷者が出ました。さらに、近隣の宍粟市、朝来市、姫路市などでも熊の目撃情報が多数寄せられており、姫路市では市長権限で発砲を可能とする緊急銃猟の体制を整えたと神戸新聞NEXTに報じられています。神河町内でも熊の目撃情報が寄せられており、保護者の方からは子供たちが恐怖を感じながら登下校している。危ないので送迎しているとの声が多く届いています。熊などの害獣が出没した際に、登下校の安全をどのように確保されていますか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

全国的に熊の出没や被害に関する報道が多くされており、特に東北地方では、熊の主食の一つであるブナ類が凶作であったことから山に餌が不足し、里へ出てきたツキノワグマとの接触や遭遇の機会が増えていると報道されています。

一方、兵庫県では、今年はナラ類が豊作で、県下の10月末の目撃等の件数は不作であった昨年の半数以下となっており、神河町でも10月末現在では令和6年度は37件、令和7年度、本年度は14件の目撃情報となっています。過去最高の出没があった昨年の状況から、神河町を活動域とするツキノワグマは4頭から5頭いてもおかしくないと思われ、今年の日撃情報についても町内全域にわたっているという状況です。

農林政策課では、熊の日撃情報が入った場合には全町への注意喚起放送を行うとともに、現場近隣区長様への区内放送の依頼、そして教育課へも情報提供を行っていただき、特定の区域への出没が続く場合には速やかに有害駆除を実施しています。

また、住民の皆様がツキノワグマの生態を知り、適切な対応を取ることも重要であると考え、農林政策課では学習会を開催し、秋にはその様子をケーブルテレビでも放送しているところです。

昨年末から年始にかけて、通学路に近い柏尾地内での目撃が相次いだときには、農林政策課においておるによる有害駆除の実施と併せ、教育課及び小・中学校教職員による通学路の巡視等も行ってきました。

人身事故が発生するのは主に出会い頭であり、不測の事態を防ぐためにも最も重要なことは熊に出会わないことだと考えます。熊がすむ地域である神河町に住む我々にとって、ふだんから熊がいるかもしれないという意識を持つことは大切であるというふうに考えます。神河町では幼稚園児・小学生・中学生に熊よけの鈴を配付して、児童生徒が鈴をつけて登下校することで動物に自分の存在を知らせる安全対策を講じていますが、農林政策課から熊の日撃についての情報提供があった場合には、小・中学校、幼稚園にも情報を伝え、小学校からの安全・安心メールにより保護者等への情報発信を行い、通学途上での安全対策の呼びかけを行っています。そのこともあり、地域によっては保護者の方々が登校班と一緒に歩いて登校していただくような安全対策を行っていただいていることもあります。

また、登下校時間帯には、学校に配置している公用車、青パトを載せた車両を活用し、朝などは先生方の勤務時間前ではありますけども、先生方による安全確認及び登下校の見守りを併せて行っているところでございます。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。その回答で思ったことは、これほんまに安心・安全なまちづくりをしようとしているのかなと思います。熊よけの鈴を配付し、

自分の存在を知らせる安全対策に講じています。鈴に慣れてしまっている熊もいると報じられていました。やっぱり鈴があるからいうて、熊が逃げる、それで守られるというのは、僕はちょっと違うんじゃないかなと。

あと、これ地域によっては保護者の方々とか地域の方々が一緒についてきてくれる。その方もやっぱり怖いと思うんです。子供たちがおるからこそ、もうせなあかん、出なあかん、一緒に行ったらなあかんと思っと思うんです。やっぱり自分1人やったら、家において、別に熊に会いたくないという、言ったら自分の身を守るために。このあれやったら全然安心・安全なまちづくりにはなっていないと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先ほども答弁で述べましたけども、この地域は熊がすむ地域であるということをまず認識して生活するということが大事であろうというふうに思っております。それに応じて、小・中学生以外、我々一般の町民の方も含めてですけれども、安全対策を取ることがまず必要であるというふうに考えます。

一方、今回、秋田市のほうでは、非常に熊の出没が多くあるというふうに報道されています。秋田市の教育委員会では、児童生徒の安全・安心に配慮するための対策ということを出されております。熊対策でございます。その1つ目に、児童生徒の登下校については保護者による送迎を推奨するというのを一番に述べられております。いわゆるドア・ツー・ドアでないと安全が100%守られないということであろうというふうに思います。

今現在、神河町では、この状況まで至ってるかというところは何とも言い難いところですけども、100%本当に安全に子供たちの通学路を守ろうとすれば保護者の送迎などもお願いすることも必要かと思いますが、現在のところは鈴などを活用して集団登校で行うことが適切であるというふうに考えますが、あわせて、子供たちに対しても安全教育を並行して行うことも必要であるというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。次の質問に入ります。②現在、学校から遠距離地域に住んでいる児童生徒は、町の通学用バスを利用していますが、徒歩や自転車で通う近隣地域の子供たちは、熊の出没が頻発する時期には大きな危険にさらされています。熊などの害獣が頻繁に出没する期間は、一時的、特例的に通学用バスを近隣地域の児童生徒にも利用ができる仕組みを設ける考えはありますか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

通学路における児童生徒の安全確保は重要な課題であるというふうに認識をしております。

ます。頻繁な出没時期をどのように判断するかについては難しい面がありますが、通学バスの利用につきましては、安全確保が必要と判断される場合には自費負担となりますが、バスの定員等に課題があることを踏まえて、登校班ごとに通学用バスを利用していただくことは可能であるというふうに考えております。ただ、そうした場合であっても、それぞれの自宅からバス停までの安全確保につきましては、保護者や地域の協力が必要となります。

あわせて、登下校における児童生徒の安全を確保するために、登下校時におけるパトロールの実施、まず、教職員等による通学指導及び巡回、熊の出没が確認された期間は、学校の教職員に巡回指導をお願いし、登下校時に児童生徒の安全を見守ることを考えております。

次に、集団登下校の徹底です。通学班や集団登校・下校を推奨し、複数の児童生徒での行動を原則とすることで、危険回避能力の向上と心理的安全性の確保に努めていきます。

地域ボランティアの連携としましては、地域ボランティアの皆様と連携し、特に危険が予想される時間帯や場所に立っていただくこと、朝晩のウォーキングを通学時間帯に行っていただくなど、地域全体で子供たちの安全を見守ることをお願いしたいというふうに考えております。熊の日撃情報があった際には、学校から保護者へ安心メールを活用し情報を迅速に共有し、警戒を促していきたいというふうに思います。

児童生徒への安全教育につきましては、学校生活において熊に遭遇した場合の対処法、例えば大声を出さないとか、目を離さずにゆっくり後退するなどや熊よけの鈴などの自衛手段の活用について定期的な指導を行っていきます。

引き続き、町としましては、関係機関と連携し、児童生徒が安心して登下校できる環境を確保する努力を行い、これらの安全対策を実施したいというふうに考えております。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。通学バスの利用につきましては、安全確保が必要と判断される場合には自費負担となりますが、これ、バスを利用できるということなんですけど、このバスって、1人何ぼで契約しているとかでしたっけ。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 基本的に、通学バスはコミュニティバスでございますので、小学生は100円、中学生になると200円、1回ですね、の負担となるというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。この通学バスを利用できることを、近隣の保護者の方々には知っているのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。質問でもお答えさせていただきましたけども、安全確保が必要と判断される場合には、自費負担となりますがということでございますので、安全確保が必要と判断された場合には、その点についてはしっかりと周知していきたいというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ということは、今は安全ということで、認識でよろしいですか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課の児島でございます。改めて、繰り返しになりますけども、先ほど申し上げました、教職員による通学指導であったり、集団登下校であったり、地域ボランティアの連携であったり、児童生徒への安全教育をすることがまず必要であるというふうに考えておまして、安全かどうかというところにつきましては、お答えを差し控えたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。やっぱり安全と言えないということは、安全じゃないと思うんです。言うたら、地域によっては保護者の方々が登校班と一緒にということは、保護者の負担、朝、仕事行かなあかんかもしれんけど、熊が出るかもしれんからいうて、出ます。出たら、言うたら、ほかのお母さんらも、ああ、私も出なあかんというので、やっぱり保護者の負担がかかってくるんです。先ほど言われた先生方も朝、言うたら出勤外で、朝早く来て見回りしてくれたり、それで、地域の方々もウオーキングとかで通学時間に。やっぱり皆さん怖い思いをしとると思うんです。通学バスが、言うたら谷からバスが出ているので、乗れる隙間があるんでしたら、乗りたい子は乗れるように、やっぱり怖い子もおると思うんです。やっぱり地域の方も怖いと思うんです。ここにおられる方も怖いと思うんです。出会いたくないという気持ちはあると思うんで、少しでもやっぱり融通利くように、利用できるようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。すみません、何度も繰り返しになりますけども、通学バスを利用するとしましても、玄関からバス停までは徒歩となるわけです。この部分について、もし熊が出れば同様のことが起きますので、完全に安全を担保するということになれば、ドア・ツー・ドア、いわゆる車で学校まで送ることしかないのかなというふうに思っております。一定保護者の負担もあるかもということは認識はしておりますが、やはり子供たちを守るという、安全を守ることが大事でありますので、御家庭においての御協力についてもお願いしたいというふうに考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。やっぱりドア・ツー・ドアやったら、結構、通学の時間も結構かかってしまって、一番奥の子やったらごっつい時間になってしまうと思うんです。今利用されている子たちは、どこに集まって、どのようにバスを乗っているのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。いわゆる小・中学生の通学バス登校ということでの質問かと思えますけども、停留所に集まってバスに乗って登校しております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。その熊が出没するときは、近くの停留所に集まってもらうとか、やっぱり集まってもらうでも、言うたら1、2、3個、停留所のもう真ん中に集まってもらうとか、やっぱり一ここに集まってもらうと、安全に通えるようにできるようにしていただきたいんです。ドア・ツー・ドアを求めとんじゃないんです。やっぱり安全に通っていただきたい。町民も、言うたらバスが出とるから私から見回りせんでもええわというような仕組みをつくっていただきたいんです。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。基本的に停留所というのは、家から一番近い停留所だというふうに考えております。先ほど議員がおっしゃいましたように、3つの停留所を一つに集めてということになりますと、そこまで行く距離というのは、徒歩で行く距離というのは長くなって、危険度が増すのかというふうに考えます。そういう面でいいますと、今のシステムといいますか、停留所を使うのがより安全であるというふうに考えております。以上、回答とします。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。今の停留所は今のままでいいんですよ。今のままでいいんです。その近隣の子たちが利用するためにドア・ツー・ドアを僕は求めとんじゃなく、近くの停留所、でも、その近くの停留所に行くために1本中に道に入らなあかんのやったら、外にある一番近い停留所に行ってもらえるというような仕組みをつくっていただきたいんです。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。質問にお答えしてみたいと思います。基本的には、停留所というものはバス路線で申請して認められているものであって、その路線以外にバスが走ることは認められてないというふうに認識しておりますので、停留所を臨時的であっても変えるということは不可能なのかというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。年々、熊もいろいろ物を食べて進化し、肉の味も覚えている熊もいるとのこと。熊も生きるために必死です。こちらも生命や財産を守るために必死にならないといけないと思います。熊等の害獣が人里に出てこないよう、山と里の境界をしっかりと区切る。しかし、これにはかなりのお金と時間がかかります。そのため、熊などの害獣が頻繁に出没する際は、一時的、特例的に通学用バスを他地域の児童生徒にも利用ができる仕組みを強くお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで答弁させていただきます。

まず、冒頭に確認といいますか、我々の認識について述べさせていただきます。

熊については、害獣という概念は我々は持っておりません。あくまでも野生動物。野生動物が餌がないがために、人里に出てきて、例えば出会い頭の事故が発生した。そのときに被害が発生するということからいくと、いわゆる獣害ですよね、一般的に言われている獣害という、それは認識としてございますが、熊そのものが最初から害獣という、もうあくまでも100%人に害を与える、作物に害を与えるという、そういうふうな認識ではないというところをまず御確認させていただきたいというふうに思っております。

その上で、今回、熊による被害が全国的に発生している。神河町において、特にこの兵庫県においては、昨年は非常に山の食べ物が大凶作であったがために、頻繁に人里に出てきたわけですが、今年度においては豊作ということで、極端に出没の履歴は少なくなってきたというところであります。したがって、今年は比較的落ち着いているというのが現状かなというふうに思っておりますが、しかし、安全な環境をつくって、子供たちに安心して通学してもらえる、そういうところは、教育課、そしてまた農林政策課とも連携を取りながら、いろいろな対策を講じていくというところは基本にしておりますので、そういったところを御理解いただければというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。山と里の境界をしっかりと区切ると先ほど言いました。それにはかなりのお金と時間がかかりますと言いました。どれぐらいの時間がかかるか、お聞かせください。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。山と里を区切るという区切り方というのにもいろいろあると思います。もう既に大体の集落と山との境には獣害の防護柵が入っております。その更新でありますとか、手入れとかいうものについても、それぞれの地域で町の補助等も活用をして行っていたりおるところでございます。その管理がなかなかうまくいってないところもあって、防護柵としての役を十分に果たしてないようなところもあります。そういうところについては点検をしてく

ださいというふうをお願いしておりますし、それからもう一つ、重要なことは茂みになってしまっているところを刈り払って、里と山との物理的な境界をもう一つつくと。柵だけやなしに、緩衝地帯をつくるというのも大切な取組であると聞いております。それをいつまでに、何時間というか、どれぐらいの期間があれば、その境界が全部できるのか。それは何時間です、何日です、何年ですと言える話ではございません。それぞれの地域の方が、それぞれの集落の境界のところを、出てきたら困るんやということでしたら管理を続けていただくということが一番大切なことやと思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。やはりバスが一番、柔軟的に考えたら、現実的に考えたら、一番早いと思うのでよろしく願います。

次の質問に移ります。3、役場職員のやる気と行政サービスの質を高めるための人事評価制度導入について問います。

①現在の人事評価制度は、全職員の手当や昇給に反映される仕組みの導入を検討されていますか。願います。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。次の質問に入ったのに失礼な話になるんですが、1点だけ、やっぱりどうしても伝えたいことがありました。先ほどの熊の話です。前川課長のほうも言いましたし、町長も言いました。児島課長も答えました。1点だけ、共通理解を求めたいと思います。行政だけが、もしくは学校だけが、保護者だけが、子供たちの安全を守るというふうな考え方では絶対守れないと思います。なぜかという、地域全体で子供たちを守らないと、完璧な安全・安心なまちということは言えないと思います。それがドア・ツー・ドアでも無理だということだと思います。例えば家に帰って、夕方、外へ出るということを誰が守るんですかという話になります。ちょっと次の質問に入って失礼やったんですけども、ここだけは共通理解をよろしく願います。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

○議員（2番 木村 秀幸君） はい。

○議長（澤田 俊一君） それでは、質問に対する回答をお願いいたします。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

人事評価制度につきましては、職員の意識改革と組織の活性化を促すための牽引役、いわゆるエンジンとなる極めて重要な制度というふうに考えております。神河町の人事におきましては、適材適所ではなく、与えられた職務を高い水準で遂行できる人材を育

成し、組織全体のレベルアップを図ることを基本方針として、適所適材の人事配置を行っております。

さて、人事評価制度の導入に当たりましては、評価結果を処遇や給与に適切に反映させることにより、職員のやる気やチャレンジ精神を引き出すとともに、評価を通じて自身の強みや弱みを的確に把握し、自主的な能力開発、自己研さんにつなげていくことを期待もしております。

また、御提案のありました全職員への反映につきましては、現行の評価制度をさらに一步進め、現在は管理職で実施しております処遇への反映を全職員へとの拡大することが職員の士気向上の観点からも重要であるというふうに考えております。

なお、制度の運用に当たりましては、何よりも公平性、透明性の確保に万全を期してまいります。その上で、職員一人一人のやる気を行政サービスの質へと結びつけ、住民の皆様の期待に応えることができる組織づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、木村議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

次に移ります。②職員のモチベーションを高めるために、どのような改善を検討されていますか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、木村議員の質問にお答えさせていただきます。

職員のモチベーションを高める上で人事評価制度は極めて重要なプラットフォーム、基盤であるというふうに認識をしております。確かに評価結果を処遇へ反映させることは、動機づけとしては強力なツールであるというふうに思っておりますが、金銭的なインセンティブ、動機づけだけで職員のやる気を長期的に持続させることは困難であるとも考えております。やる気を持続的かつ本物にするためには、人事評価制度が持つ目標設定、行動計画、面談、処遇への反映という一連のPDCAサイクルを形式的ではなく、確実に回していくこと、そして、その過程で職員自身が自分が成長できていると実感できることが何よりも重要と考えております。

評価者であります管理職には、課員の成長こそが課の目標達成、ひいては町の発展に直結するという認識を強く持たせませす。高い成果を目指すためには、結果目標にはあえて困難度の高い課題を設定することもあります。重要なのは、その高い壁を乗り越えるために、具体的な行動目標やスケジュールを上司と課員が共有し、伴走することと考えております。そのプロセス、その過程においては、日常的な対話を欠かさず、特に困難度の高い課題への挑戦によるものは、その結果だけにとらわれない評価を行うことも重要と考えております。

一方で、被評価者である職員にも、評価を受け身で捉えるのではなく、自らのキャリアを切り開く主体性が求められているというふうに考えております。面談を通じて、自身の強み、弱みを客観的に把握し、必要な研修に積極的に参加するなど、自律的な能力開発に取り組むことを期待もしております。

結論としましては、人材育成において人事評価制度を機能させるためには、制度の仕組み自体を頻繁に変更、改善することなく、制度の運用を徹底し、その本質をどこまでも追求していくことこそが職員のモチベーションを高め、組織を強くする最良の手段であるというふうに考えております。

以上、木村議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。金銭的なインセンティブ、動機づけだけでは、職員のやる気を、これは困難であると考えておりますとありましたが、これは誰の考えなのか。多分皆さん、言うたら町のため、やっぱりお金のために働いとうと思うんです。やっぱりこれは職員みんなの考えなのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。職員の気持ちですね、働いていくと、そういったところでいきますと、一時的なものよりも、自分が、先ほども言いましたけども、その組織の中で自分の立ち位置、そして、成長できると、そういったものが実感できてこそ、やはり職員というものは、住民に対して、また、行政サービスを提供するものというふうに考えておりますので、私としましては、そういったものが処遇に反映するというのも大事かもしれませんが、そういったものを住民サービス、自分たちの仕事が住民サービスに直結しているというふうなところも含めて、ちゃんと意識づけしていくことが重要なことというふうに考えておりますので、そういった部分も含めて、人事評価制度というものを活用していきたいというふうに考えております。

（「誰の考えという質問」と呼ぶ者あり）

それにつきましては、基本的には人事評価制度を運用していくというふうなことになりますので、町の方針としては、そのような考え方で思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。最近、役場職員で3名の方が役場を退職されたと聞いております。まだまだこれからの方が退職されたので、職員からは急だったので落ち込んでいる、連鎖反応が起きないか不安、危機であると耳にしています。これは提案になりますが、資格に手当をつけるのはいかがでしょうか。行政サービスの質を高めるための資格といえば、例えばですが、通訳し案内等ができる通訳案内士の資格、行政書士の資格や一級建築士の資格、ほかにも簿記やファイナンシャルプランナー、狩猟免許等が該当するかと思います。その資格を生かすことができる職場への配置、本

人希望も含む。行政サービスの質を高めるための、さらに職員のやる気アップになる、いい人事評価制度だと思うのですが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この9月末に3名の職員の方が退職されたということにつきましては、大変心も痛めてるところでございます、改めて、若手職員に対する人材育成につきましては考えさせられる出来事であったというふうに考えております。この人事評価制度を通じて人材育成というふうなところですけども、やはり役場が持っている資源というものにつきましては、人材ですよ。そして、財政と、そして、物というふうなところですけども、このなかなか財政が厳しい中で、それを活用していくのもやはり人かなというふうに思っておりますので、そういう部分では、町長もこの12月議会の冒頭でも言われましたけども、やはりまちづくりは人づくりというふうなところもありますんで、役場組織も人ですよ。やはり人づくりにそういったものを注力していくことが大事かなというふうには考えております。

そういった中で、木村議員の提案のありました資格に対して手当をつけるということにつきましては、基本的に役場の職員って、採用されるときに特段資格があって採用されるというものではございませんので、基本的にはそういったものに手当をつけるということにつきましては、少し検討の余地があるかなというふうに思ってます。なぜかといいますと、仕事を通じてその資格が必要というふうなことではありますと、例えば私もそうですけども、人事の担当してるときに障害者の雇用に関する法律が変わりまして、そういった障害者の方の相談員を置かなければならないというふうな法律が改正されたときに、そういった研修を受けて、相談員の資格も、研修を受けたんですけども。そういった研修も受けさせていただきまして、役場職員の中で資格が必要な場合につきましては、基本的には公費で研修を受けていただいているというふうに思っております。

そういった中で、先ほど木村議員も言われましたんは、もう一つは、その仕事にプラス、私はキャリアアップという部分で、そういった資格を個人の方が取られることについてどうですかねというふうな御提案をいただいたのかなというふうに思っております。それは、先ほども私も言いましたけども、職員が自分自身の要は能力を開発すると、そういったところはやはり自分で自己研さんという部分にも一つ該当するのかなというふうに思っておりますので、そういった部分につきましては個人一人一人がやっていただきたい。それが自分の成長にもつながりますし、組織の成長にもつながるというふうにも考えておりますので、そういった部分では、今のところはそういった資格に対して手当をつけるということ、人事評価で評価するというのではなく、その資格を持ってその方がどんな仕事をして、どんな成果を出したかということに対して、人事評価で評価をしていくということが大事かなというふうに考えておりますので、今のところ、資格で人事評価のことを変更するというふうな考えは基本的には持っておりません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。今のところですよ。この僕が今提案したものは、可能か、可能じゃないか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 平岡でございます。改めて、資格を通じて人事評価制度に処遇を反映するというふうなところは、基本的にはないというふうに思っておりますけども、その資格を必要とした職員が、自分たちの行政の立ち位置とするのであれば、その自己研さんする資格を取得するための研修費に対して助成をすとか、そういったところは少し検討の余地はあるかなというふうに思いますが、基本的には人事評価制度については、そういったものについては、私どもでは今のところは考えておりません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。前向きによろしくをお願いします。

最後に、町長の意見をお聞きします。選挙でのスローガン、「突き抜けよう！かみかわ」と上げておられました。よそでは、このような人事評価制度をやっていないと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 町長への質問なので、私のほうが答えすべきかと思えます。

人事評価は、人材育成というのが私たち公務員に与えられた人事評価の一番ベースなんです。給料に差をつけるということが目的の評価ではないんですよ。人材を育てることが一番の目的ということになります。先ほど来おっしゃっていただいている資格を取ったら、それをインセンティブにしてとかなんとかというのは、ある意味、民間ではよく、民間企業ではある話なんです。私たちは住民サービスの向上のために働くという一番根底に流れてる部分について、もう全身全霊で仕事に取り組んでるわけですから、何かの免許を取ったので給料が上がるので、免許をみんなが取りに行くみたいな組織では、組織が成り立ちません。それぞれの役割分担というのが人事異動という中で、どこに行くか分からないんですが、その行った場所で最善を尽くすというのが私たちの使命です。前の災害発生時にも言いましたけれども、家のことを横に置いてでもみんな出動してきます。これはお金がもらえるから来るんじゃないんです。そういう仕事だから来るんです。それと一緒に、人材育成ということにおいては、今の提案の仕組みというのは非常にインセンティブにはなるかなとは思いますが、ある意味、不純なインセンティブになるのではないかなという心配を逆にします。私たちは何のインセンティブがなくても、住民のためになるのであればその資格は取りに行きます。それも、公費でなくても取りに行く場合もあります。職員としては、そういう気持ちで働いているんだということをまずはお伝えしたいと思えます。

それと、人材育成は、とにかくその人のアイデンティティーじゃないですけど、自己

肯定感を高めていくことによって、より発生していくものだと思います。ですから、上司とのコミュニケーションというのはすごく大事になります。面談が大事ですよということをこれまでもお伝えしてます。それと先ほど総務課長がお答えしましたが、若い職員が退職したのは非常に残念だということがありますが、これもコミュニケーション不足が少しあったのかもしれないという反省はありますが、幅広く言いますと、職員間のコミュニケーション、すごく大事だと思います。風通しのいい職場が一番大事ということが、恐らく町長も考えておられるので、人材育成ということが一番大事であるということをお答えしたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。僕が言うとなんのは、職員の報酬とか、そういうのを上げえ、上げえと言うとんじゃないんです。役場職員もプラス、役場に來られた方々、町民さんらにとっても。言うたら外国人の方がもし窓口に来られました。言うたら不安でいっぱいやと思うんです。でも、あっ、通訳の方がおって、結構スムーズにいったなって、やっぱり喜ばれると思うんです。言うたら一級建築士とかでも、こういうのんちょっと悩んどんやけど、どうしたらいいんやろうといたら、ほな、一級建築士の資格を持つと子供がぱっとその窓口だけで答えてスムーズに行くと思うんです。やっぱり町民にもメリットはあると思うんですよね。やっぱり資格というのは、僕らも民間で働いてた人間で、僕らの場合やったら、リフトの免許取ったら何ぼ何ぼ毎月つくわって。それでやらへん子もいます。僕は別にそなんつけてもらわんでもいいわという子もいますが、やっぱり、いや、その資格を取ったら住民さんも喜ぶし、自分の報酬にも増えるんやったら、取りに行こうかなという方もおられる。でも、逆に、これ取ったから使わなあかん、頼られる、それは嫌やなと思うたら、別に申請せんでもいいと思うんです。そういうやり方を導入していただきたいんです。それを求めています。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 御意思はよく分かりました。ただ、行政は全ての方に対する公僕という位置づけで私たちは仕事をやっています。今おっしゃってるように、例えば通訳の仕事をする、住民の方のサービスが上がるなということがあったとして、それが必要であれば公務でやらせます。住民サービスのために、それが必須であるとなれば公務でやらせます。公務でやらせるので、当然、資格を取る金は公費で出ます。これが職員の気持ちでやる仕事だとすれば、リニューアルスタンダードといいますか、最低限の住民サービスにはならないわけですね。プラスアルファの要素ということになります。お考えの民間であれば、それで売上げが伸びるのでみたいなことがあるんでしょうけど、私たちはそうではないので、住民さんに平等に公平なサービスを提供するために必要な資格を公費で必要な職員に取らせていくという立ち位置ですので、今おっしゃってる仕組みというのは非常に難しいと思います。一例を申し上げると、何の費用も公費も出し

ませんけれども、やっぱり気になってる職員は手話も覚えていきますし、そういったことは自己研さんの一連としてやってます。総務課、それから健康福祉課では朝の挨拶は手話で行うということを自主的にやってます。このことに何のインセンティブもありません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。今のこの一般質問も、これは町民さんからの声、あと、やっぱり町民である職員さんからの声をいただいているので、これは僕だけの話じゃないんです。やっぱりそういう考えを持つ職員もたくさんいるというのを分かっていたきたいと思います。

これで私からの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を14時20分とします。

午後1時57分休憩

午後2時20分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

休憩前に続いて、一般質問を行います。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次でございます。今回は大きく2つの項目について一般質問させていただきます。

まず、最初は小規模校の在り方についての質問です。

近年、人口減少により児童生徒数が激減しています。中でも小規模校の在り方や存続については大きな課題であり、学校教育審議会でも審議が行われているようです。本町では、長谷小学校がその対象になるかと思いますが、このことについて質問や提案を述べさせていただきます。

長谷小学校の存続について、今までもPTA、また地域の方々が協議を続けてこられたと思いますが、多数決ではなくて、一人一人の思いを大事にされ、一番よい方法を探ってこられていることに思いを深くします。現在の長谷小学校全児童数は7人ですが、就学前の子供たちは、1歳児が4人、2、3歳児がそれぞれ3人、4歳児が5人、5歳児が1人となっていると調査にありました。これを基にして、次年度からの長谷小学校全児童数を予測すると、令和8年度は6人、9年度は11人、10年度は13人、11年度は14人、そして、5年後の令和12年度は18人という結果になるのではないかと思います。転入出がなければの話ですが、明るい話になると思います。学校があることは、地域の方々の生活、活気などに影響があると思います。地域の方々の思いを把握さ

れていると思いますが、どのようなものでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

長谷小学校の在り方についての協議につきましては、ここ数年、P T A役員様を中心に意見交換を行ってまいりました。これまでP T Aの方々からは様々な御意見をいただいておりますが、近年では、存続を望む声がある一方、今後、小学校の保護者となられる方からは、大きな学校で学ばせたいとの御意見もいただいております。

現在、神河町として望ましい学校教育環境について議論をいただく学校教育審議会を本年10月から開催し、21名の委員を委嘱して協議を行っていただいております。その中では、長谷小学校の在り方に関する意見も出されております。ただし、この審議会は、長谷小学校の存続等について協議いただくものではなく、存続、統合に関する答申になるとは考えておりません。全国的に少子化が進む中、当町においても、近年、出生者数が急減しており、令和5年度では47人、令和6年度は29人の出生者数となっております。児童生徒数の減少や学校の小規模化がさらに進むことが予測されており、神河町の子供たちによりよい教育環境を提供するためには、どの程度の学校規模で教育を行うのが望ましいのか、また、それを実現するためにはどのような手法が必要なのかといった点を検討することが求められております。

そのことを踏まえて、神河町にとってという観点に基づいて、以下の3点について諮問をさせていただき、現在、月1回のペースで議論を行っていただいているところです。諮問内容としましては、1つ目に、神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、望ましい1学級当たりの人数。2つ目に、神河町立小学校の校区の考え方。3つ目に、神河町立小学校及び中学校における小・中連携、接続の考え方。もちろん発言内容には長谷小学校の状況に関する意見が含まれることはありますが、現時点では答申をいただいているという段階にはありません。

ただし、様々な御意見が出されており、主な発言としては、以下のとおりです。1つ目、望ましい学級数、1学級当たりの人数に関する内容では、大きく4つ示されています。1つ目には、複式学級や過少人数学級を認めるべきとするような御意見、2つ目には、一定数の児童生徒数がいれば、少人数学級を認めてもよいとするような御意見、3つ目には、一定の人数規模を備えた学級のほうが望ましいとする意見、そして、4つ目としては、学校規模や学級人数の在り方について、明確な判断を逡巡する意見、いわゆる迷いが示されるような御発言があります。2つ目には、校区、地域との関わりに関するような御発言、3つ目には、通学方法に関するような御発言をいただいて、以上がいただいている主な御意見の内容となります。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ありがとうございます。

一方で、学ぶ子供たちの少人数によるメリット、あるいはデメリットがあります。今日では、多人数の子供たちへの一括教育から、個性を伸ばすなど個人に重点を置いた教育へのシフトが大切にされています。長谷小学校での少人数教育のメリット、デメリットはどのようなものと捉えられているのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的な基準として、国、文部科学省が示している適正規模は、全ての学年で複数の学級があることとされています。その基準に照らし合わせると、神河町においては、中学校は適正規模に該当しますが、小学校3校はいずれも小規模校、または過少規模校に分類されます。これを踏まえて、少人数、小規模校のメリット、デメリットについてお答えさせていただきたいというふうに思います。

一般的にメリットとしましては、きめ細やかな指導という点です。少人数なので、児童生徒一人一人に教員の目が行き届きやすく、個々の習熟度や個性に合わせた丁寧な指導が期待できます。次に特色ある教育活動でございます。体験活動や地域住民との連携による伝統芸能、農業体験など、学校独自のカリキュラムが充実していることが多いというふうに言われております。次に豊かな人間関係です。学年や先生、地域の人々との交流が密になり、縦割り班活動などを通じて多様な年齢の人と深く関わる経験ができます。もう一つとしましては、学び直しや再スタートの機会、少人数の温かい環境が不登校傾向にある児童生徒にとって、人間関係を再構築し学校生活に再挑戦するきっかけとなることがあります。

また、デメリットとしては、人間関係の固定化で、クラス替えがないため児童生徒同士の間人間関係が固定化しやすく、トラブルが起きた際に解決が難しくなる場合があります。また、競争心の不足ということでは、集団の人数が少ないため運動会や授業などで切磋琢磨する機会が少なく、競争心が育ちにくい側面があります。また、中学校進学後の適応という面では、少人数の環境から大人数の学校に進学した際、戸惑いや気後れを感じ適応に困難を来す可能性があります。最後に、教員の負担増加というところでございますが、教員数が少ないため、一人の教員が複数の校務を兼務したり、複式学級を担当したりする負担が大きくなる場合があります。

以上が少人数教育の主なメリット、デメリットとなります。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。やはりここにありますように、メリット、デメリット、それぞれあると思うんですけども、特にメリットの面では、それはいいとしても、デメリットの面が子供たちの成長にとってちょっと不足

ぎみであるというようなこともありますけれども、教育現場ではデメリットを補填するような方法を、あるいは教育方法を取られている場合もあると聞きます。ですから、今の少人数であってもある程度は補填される、あるいは交流学习ですね、そういうことも踏まえたことがされていると思います。

次に、この地域に、長谷小学校校区に移住されてきた方からは、賃貸で安く住める家があればいいのになという意見がありました。当町では移住に力を入れて推進されていますが、長谷小学校区には移住に適した空き家バンクに登録されている物件はあるでしょうか。それも、ちょっと安くというようなことを言われてますけれども、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長の石橋でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、長谷地区、長谷小学校区になりますけれども、長谷地区において空き家バンクに登録されまして、神河町のホームページに現在掲載されています物件といたしましては3件ございます。売買物件になりますけれども、売買物件が2件、それから、賃貸物件が1件という形でございます。また、田舎暮らし体験施設のクライנגルテン・カクレ畑におきましても、2件の空きがあるというふうな状況でございます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 数は少ないようですけれどもやはり賃貸住宅としてはきちんとあるということですね。その中で、こちらに移住される方は、それぞれ候補地を見ながら、どこが安いということも視野に入れて検討されると思うんですけども、この神河町、特に長谷地域の賃貸住宅ですね、その辺りは相場としては安いのかな、高いのかないうところなんですけども、その辺りはもし分かれば。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長の石橋です。今、移住に関しての家探しといいますか、賃貸住宅、空き家バンクの登録も全てですけれども、移住定住サポートセンターというところに委託して業務を行っておるというふうな状態なんですけれども、例えば一戸建ての住宅なんかの空き家に関しましては、賃貸住宅というふうな、賃貸物件というのは数がなくて、ほとんどが売買物件というふうなところになります。基本的には、賃貸物件となりましたら、それぞれの住宅メーカー等が建てられましたアパート等の物件になるかなというふうに思いますけれども、神河町の場合でしたら、大体平均としましては、ちょっと間取り等によりまして金額等も違いますけれども、大体、2LDKぐらいのサイズのほうで6万円から7万円というふうなところが主流の部分かなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。そのぐらいのところだということで、ほかの地域と比べながら、こちらのほうに来られる方もあるかもしれません。そして、ホームページでこれは提示されているということですが、もっともっと神河町へ来てほしいというPRですね、それもいろんな形で宣伝してほしいんですけども、その対策や方針ですね、どのようにされていくか、今されているかということですね、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長の石橋でございます。移住情報のPRにつきましては、先ほども申しましたとおりかみかわ移住定住サポートセンターというふうなところで委託をさせていただいておりますけれども、その職員のほうで、いろいろな対策といいますか、活動をしていただいております。一つは、都市部のほうへ出て行って相談を受けてくるというふうな相談業務、それから、神河町のほうに移住したいというふうなところでの電話でのやり取り、直接来られたときの相談というふうな中で、移住定住サポートセンターの業務をしていただいているというふうな状況でございます。また、空き家バンク自体につきましては、ホームページでも掲載はさせていただいておりますけれども、その都度、その物件をチラシにさせていただきまして、そのチラシをもって紹介もさせていただいてるというふうな状態ですので、今現在、町内全体でいえばかなり相談件数も増えておりまして、移住者自体も増えているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。そのようにして、いろいろPR、宣伝していただいて、ほかの地域から神河町のほうへどんどん来ていただくということがあればありがたいと思います。

それで、ここに、この神河町に物件探してもなかったというようなことで、特に長谷小学校区に移住できなかったとしても次のような意見がありました。それは、他校区からでも通学できるシステムがあれば長谷小学校に通学できるんじゃないかということ。それと、町全体で子供を育てることも考えてほしいと。町内どこの学校へ行ってもよい仕組みを、また、そんな方式を考えてほしいというような意見もありました。より多くの子供たちが長谷小学校へ通うことができるように対策も必要になってくるんじゃないかと思います。

地域の方の意見も踏まえながら一つの提案として述べさせていただきます。長谷小学校の環境を生かした独自の特色ある学校としてはどうかということです。町内、時には町外からも少人数の学校に通いたいという児童や保護者の願いを受け止め、実現できるシステムはできないものでしょうか。いわゆる校区外からの通学受入れを可能にするということです。神河町には小規模校だが落ち着いて勉強できる環境のよい小学校があると口コミなどで広がれば、子育て世帯で移住される方も増えるのではないかと思います。

地域の魅力とともに長谷小学校の魅力があれば人が集まります。その人が集まる仕組みの一つとして、独自の受入れシステムをつくることはできないでしょうか、いかがでしょうかということです。

○議長（澤田 俊一君） 中野教育長。

○教育長（中野 憲二君） 教育長の中野でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問につきましては、先ほど課長が説明をさせていただきました学校教育審議会での議論の途中ということではございますけれども、その審議会で審議いただいております内容と関連したり、また、御質問の趣旨と重なっているというところもあると考えますので、その点も補足させていただきながら、答えさせていただこうかなというふうに思っております。つまり、3つ諮問をしているうちの1つ目の神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、望ましい1学級当たりの人数という点と、2つ目の神河町立小学校区の校区の考え方に関わるものというふうに考えております。ただ、この審議会はまだ2回の会議が終わったところで、来週の月曜日15日に開催をいたします第3回の会議を終えた後に、1月に答申案をいただいて、その後は町民の皆様にも1か月程度の期間のパブリックコメントをいただいて、その意見も踏まえながら来年3月に答申をいただくということになっております。その後、令和8年度に入りましての教育委員会会議で、今度は教育委員の皆様にも、その答申を尊重していただきながらさらに議論をいただいて、施策決定を町としてはしていくということでございますので、その点について、まず、御理解をいただいた上でのお話になります。

したがって、本日の段階で審議会から答申をいただく前というところで、事務局としての決定した方向性ということをお話しすることはできないのですが、この審議会の中で、例えば文部科学省が示しております小規模特認校制度について、導入できないかというような御発言もありました。この小規模特認校制度といいますのは、平成8年度に文部科学省から出されております通学区域制度の弾力的運用についてという中に示されている学校選択制の一つでありまして、基本的には現在の学区、小学校区、これを基本に残したままで、特定の学校について、その通学区域に関係なく、当該市町、町外ということではなくて、町内になります、その自治体が設置する学校ですので、基本的にはその自治体の町という中であれば、就学を認めるというような例示として示されている制度でございます。この制度につきましては、当該市町内というふうに規定されておりまして、繰り返しになりますが、町外からの通学を認めるというものではございませんけれども、兵庫県内でも極めて少人数となっております学校につきましては、目的としては複式学級の解消を目的という限定的なこととしまして、現在8つの市町、11校で導入されているというふうに認識をしております。あわせて、審議会の中では、特定地域選択制ということについての御発言もありました。これも、従来の通学区域は残したままで、特定の地区、そこに住まわれている方につきましては、一定の学校選択を

認めるというものでございます。

審議会の委員の御発言の中で、次のような御発言がありましたので、御紹介をさせていただきます。小規模特認校制度を導入を希望されている保護者もいる一方で、長谷地域に住みながら、長谷小学校よりも大きな学校、要するに長谷小学校以外の学校で学ばせたいという思いで特定地域選択制の導入を希望される方もおられるという紹介をされた委員もおられました。ただ、違う委員からは、神河町の少ない児童のパイの取り合いになるのでは、少ない人数の中での児童の取り合いになるのではという課題も指摘される御発言もありました。次回、15日の審議会でもこれらの意見や課題もあるということ踏まえつつ、もう少し議論をされていくというふうに認識をしております。ただ、御発言、議論がされていきますと、答申のどこかには反映されて、先ほど御説明をさせていただいた手続に従いまして、その後、教育委員会の会議で議論をされて、一定の方向性についてはお示しできるのではないかなというふうに考えています。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。学校教育審議会の途中であるということで理解しておきます。その中で、学校を基点として人が集まる仕組みづくり、そういうものはできないかどうかというような検討も進めていただけたらありがたいと思っております。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。大きな項目の2つ目になりますけれども、神崎総合病院の経営力アップについてお尋ねいたします。

今の時代では、多くの総合病院は経営が厳しい状況だと聞きます。神崎総合病院も同様に厳しい経営が続いていると聞いています。いろいろと改革は進めておられると思いますが、そのことについてお伺いします。

まず1つ目ですが、数年前から病院経営改革が進められていますが、現時点でどのくらい改善が進んでいるのでしょうか。まず、財政面からの経営改善状況をお伺いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

少子高齢化が急速に進行いたしまして、地域医療を取り巻く環境は非常に厳しさを増す中で、当院では、令和6年3月に公立神崎総合病院経営改善計画を策定いたしまして、翌令和6年度より計画に基づく取組を始めさせていただいているところでございます。

令和6年度におきましては、アクションプランに基づきまして各所属で具体的な目標を設定いたしまして、例えば訪問診療を開始したりであるとか、レスパイト入院の強化等、様々な取組を行った結果、病床利用率が非常に上昇いたしまして、入院収益は令和5年度と比べまして8,080万円増加いたしました。医業収益においても1,450万円

の増加と結果は出ております。しかしながら、33年ぶりに非常に高率の人事院勧告が発表されまして、それに基づく給与改定の影響がございまして人件費が大幅に増加いたしました。医業費用は、令和5年度、前年度と比べまして1億700万円増加いたしました。その結果、経常収支で見ますと令和5年度と比べまして1億3,900万円悪化して、3億900万円という赤字の結果になった次第でございます。

それを受けまして、令和7年度におきましては、前年度取組、どうしても十分できなかったところでございますので、その結果を踏まえまして、透析患者の獲得、これ、透析患者さんも非常に単価が高くて、地域にとっても非常に重要なんです。これがちょっと減っておりますので、その取組等を強化しようということで、PRの強化等に新たな取組も進めておるところなんですけども、ただ、6月以降、入院患者が非常に低迷しております。入院収益も9月末時点で、令和6年度、前年度同時期と比べますと1,130万円の減となっております。外来患者につきましても、減少傾向は相変わらず続いておりまして、令和6年度同時期と比べて1,240万円の減となっております。その結果、経常収支におきましても8,170万円の減となっております。今後も、この状況が続いた場合、昨年度を大きく上回る赤字額を計上する可能性が高いと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。いろいろと経営改善のために努力されているということで、その経営改善されているんですけども、それを上回る物価高ですね、それが現在なっているということで、厳しいところがまたさらに厳しくなっているということで、さらなる経営改善が望まれると思いますので、またよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。次に、病院業務に従事されている方の意識改革の状況についてお伺いします。

病院の経営が厳しいことは、全職員の方が認識しておられると思います。また、日々の業務の中で、何とか立て直そうと努力されていることと思いますが、病院の経営改善に取り組み始められた頃と比較して、先生や看護師さんなどの意識はどう変わってきたかについては、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

経営改善を進める上で最も重要なことは、やはり職員の意識改革であると考えております。これにつきましては、これまでも町長をはじめ、議員の皆様からも繰り返し御指摘をいただいたところでございます。私自身も前事務長と同様に、機会あるごとには、現在の経営状況や経営改善の取組の必要性を職員に向けて訴えてまいっております。また、コンサルタントによる職員向けの経営改善計画の進捗状況等の説明会も定期的に実

施しております、多くの職員の皆さんに御参加いただいている次第でございます。

しかしながら現時点におきましては、職員一人一人に意識改革が十分に根づいた状況までには至っていないというような認識をしております。院長のほうも、医師同士の会話の中に、以前にはなかった経営というキーワードが出てくるようになったというのは御認識されているんですけども、しかしながら、それが具体的な行動変容に至っていないということをおっしゃっております、職員間でもかなり温度差が、すごくやっていることもあるし、そうでないということで、ちょっとばらつきがあるという状態で、病院全体で収益向上を図ろうという空気感はまだ至っていないというのが実感でございます。

また、院内からは、職員間の情報共有が不十分であるというような御指摘もありまして、その改善策も講じながら、一人一人が当事者意識を持って、病院職員全体が一丸となって経営改善に取り組める職場づくりに引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。なかなか人の心を変えるということは難しいし、時間もかかると思います。それで、今取り組んでおられることが地道な取組であっても、徐々にそれが浸透していくというふうに私は思いますので、効果が出るまで地道に努力して改善していただきたいと思っております。

次に、3番目になりますが、外来患者が増えると入院患者の増加にもつながり、経営にもよい影響があると聞きました。しかし、最近では外来患者数が減少しているとのことですが、なぜ減少しているのか、その分析、細かなことを調べながらどうだったのかということは調べておられるでしょうか。また、その結果はどうだったでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり外来患者数につきましては、令和3年から4年において、ちょうど新型コロナ患者さんが増加したときに、一時的にはやっぱり増加に転じていたんですが、それ以降はやっぱり減少傾向に歯止めがかからないという状態になっております。

患者数減少の原因といたしましては、神河町を含む地域の人口減少に加えまして、先ほどの新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に外来患者が増加したのが、それが落ち着きまして、結果、減少傾向が継続しているのも要因であると考えております。

市町別の外来患者数の変化をちょっといろいろ増減とかを調べてみたんですけども、平成26年度から令和6年度と比較いたしますと、患者数の減少が多い順のトップ3につきましては、やっぱり神河町が1万5,962人の減ということで1位なんですけど、2番目に旧生野町ですね、これが4,738人の減、それから3番目に市川町3,406人減

となっております。また、減少率で見たトップ3は、旧生野町がマイナスの33.2%と非常に高率の減となっております。続きまして、旧朝来町がマイナス26.1%で、3番目に神河町のマイナス24.7%の順となっております。旧生野町におきましては、患者減少の背景に通院手段であるバスの減便というのが影響しているのではないかと考えております。一方、市川町につきましては、今年度よりコミュニティバスが隔日だったのが毎日運行になりましたことから、同町からの当院の外来患者数の増加を期待しているところでございます。

神河町におきましては、減少率は3位なんですけど、外来患者数減少は当然最も多い状態になっておりまして、当時の当院の外来患者数を年齢別に見ますと、令和7年度上期におきましては、やっぱり75歳以上の後期高齢者が全体の49%、半分を占めておりまして、この年齢層の患者さんが当院を受診する割合が高いことが分かりました。一方、生産年齢層と申しまして、大体15歳から64歳の間の患者さんにつきましては、全体の23%にとどまっております。後期高齢者との差に大きな差が生じている事態になっております。このことから、生産年齢層の患者が他の医療機関を利用している可能性があると考えております。

現在、その原因を把握するために神河町職員の協力も得まして、職員本人と、それから、その御家族さんを対象に、公立神崎総合病院に対する意識調査を実施しておるところでございます。回答に当たりましては、忌憚のない御意見をいただくようお願いしているところでございます。今後は、このアンケート結果も踏まえまして、診療体制の見直しを含めた、外来患者確保対策について検討してまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろいろと努力していただきましてありがとうございます。この神崎総合病院はこの辺りでは、総合病院としては本当に数少ない一つの病院であるということで、隣接の町の住民の方からも非常に頼りにされていると思いますので、ここに書いてありますような意識調査ですね、アンケートなどを参考にさせていただいて、その結果が出れば、どうすれば外来患者を確保できるかというふうな対策をしていただくということに力を入れていただきたいと思います。

次の質問、4番目になりますけれども、人口減少による患者の減少は避けられないと思います。また、先生と患者さんの間を考えますと、当然、病院の先生は患者さんの回復を願って診察をされています。患者さんも自分の病気が早く治るように願って先生に診てもらっていることと思います。ここでは先生と患者さんの願いは一致しているわけです。ところが、微妙なところで思いの擦れ違いが起こる場合があります。先生と患者さんとの関係から生じる思いの擦れ違いはどうすれば防ぐことができるかということだと思います。これは、いろいろな対応の仕方で改善することができる一面もあるのではないかと思います。いわゆる先生と患者さんとの人間関係ですね。患者にとっては、先

生に頼るしかありません。そして、信頼関係を保っていくことが患者さんにとっても早く病気の治癒につながると思います。しかし、どうしてもうまくいかないとき先生にお願いするしかありません。でも、患者さんが来なくなる場合も出てきます。そうすると、外来患者数の減少ということにつながりかねません。そのように、患者が来なくなる、また、減少するのがどの程度あるのか、何が原因なのかを把握することも私は必要ではないかと思えますし、そこからいろいろな原因が読み取れるのではないのでしょうか。そして、患者減少を食い止める何らかの方法が見つかるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、患者の皆様から医師とのコミュニケーションの不調などを理由に他の医療機関への紹介をしてほしいとか、主治医の変更を何とかできないかと希望されるお話も伺うことがあります。そのような場合につきましては、問題となった発言や行動があった医師に対しまして、できるだけ時間を置かずに、院長、もしくは私も同席して、じかにヒアリングをいたしまして、その上で改善指導をその都度実施しておりますが実情でございます。また、問題事案の有無にかかわらず、定期的に各医師との個別のヒアリングも院長等で実施しておりますこともやっております。あわせて、患者へのコミュニケーションも含めた接遇の重要性は非常に十分認識しておりまして、今年度も去る11月に外部講師をお招きしまして、全職員を対象とした医療現場での对患者及び、例えば職員間も含めてですけど、応対に対する接遇研修を2回に分けて実施したとごございます。今後も患者の皆様から信頼を得られる病院になれるよう、取り組むべきところはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。難しいところでの取組ですね、本当にありがとうございます。これらの対策を今お聞きしましたけども、十分していただきまして、神崎病院はとってもいい病院だということですね。あっこへ行ったら、いい先生おってやというような口コミがどんどん広がって、患者の思いを高める方向に持っていただけたらありがたいと思います。

次、5番目の問いですけども、公立の病院でも黒字経営をしている病院があると聞きます。また、私立の病院ではしっかりした経営がされていると思います。私も高齢になりまして、複数の病院通いをしております。病院によって患者が安心できる雰囲気や言葉かけ、あるいは接客態度などが微妙に違って感じられます。経営の安定した病院の視察や研究はされているのでしょうかということと、病院の企業秘密的なところは教えてもらえないと思いますが、よい経営されている病院のノウハウなどは参考になる部分があ

るのではないかと考えております。神崎総合病院にはないノウハウなど、よい経営をされている病院のよいところ取りもされてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御提案のとおり他院の成功事例に学びまして、その手法を当院の経営改善に活用することは有効な方策であると私も考えております。そこで、現在、総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業というのがあるんですが、そのアドバイザー制度を活用いたしまして、島根県の公立邑智病院という病院があるんですが、その病院の日高武英副院長に御助言をお願いしているところでございます。この日高副院長におかれましては、平成19年度に邑智病院に事務長として赴任されて、当時、経営危機に直面していた病院の建て直しに尽力されまして、平成23年度から経常収支を黒字化を達成されまして、以降12年間連続で黒字を計上されているということで、その手腕が高く評価されておりまして、総務省のアドバイザーにも就任されて、現在も多数の病院の経営再建に尽力されているところでございます。

当院におきましても、令和3年度に実は当制度を活用いたしまして、日高副院長に対しまして、職員を対象とした自院での経営改善の取組等の御紹介をしていただく御講演をお願いいたしまして、邑智病院の視察にもそのとき出かけております。そういう経緯がございます。その後は、病院改革委員会、外部委員会ということなんですけど、委員にも御就任いただきまして、年2回で計4回なんですけども、委員会において貴重な御意見等も頂戴しております。このたび、さらなる経営改善の取組と成果を求められる今この状況を受けまして、日高副院長のほうに、その豊富な知見であるとかノウハウによる支援をぜひお願いしたいと考えまして、再度依頼したところでございます。まだ正式なお返事はいただいておりませんが、先月には当院へお越しいただきまして、長時間にわたる熱意ある御意見、御指導、御助言をいただいたところでございます。

また、邑智病院におかれましては、最近、大規模改修を終えられまして、新たに患者アプリであるとか、例えば搬送ロボットですね、ロボットが勝手にコンテナを持って行って勝手にエレベーターに乗っていくと、そういうような形も導入されたと同っております。患者アプリの導入によりまして、待ち時間の通知や後日精算等ですが可能になったとのことで、そういったプロセスであるとか、その導入効果につきましてもお聞きいたしまして、当院への導入の可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。先進的な病院の取組も参考にさせていただいて、神崎総合病院ももっともっと改善というんですか、改革が進

められたらいいなと思っております。

その邑智病院にあって、神崎病院にはないノウハウというようなものはありますでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。ただいまの小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

邑智病院というのは一応98床ですかね。うちが140床なんで、若干小ぶりな病院なんではあるんですけども、まず、かなり山間部にあって周りは病院がそこぐらいしかないというような中でやっておられます。当時、邑智病院さんが注目を集めたのが、部署ごとの費用と収益、例えば何とか科がどれだけ収益上げて、一方でコストがこれだけかかって、さらに、そのコスト、費用、収益を得るためにはどれだけの人件費、時間をかけてるか。その3要素をそれぞれに分析して、いわゆるおうちでいうたら、おうちの収入があつてどんだけ費用があつてという、自分のおうちに置き換えて、我が家の経営状態はどうか。いや、ちょっと今回大きな買物したから、その分ちょっと頑張っただけ稼がないといけないやなど、ここはちょっと無駄じゃないかな。結局そこは何かといいますと、職員それぞれの個人が、その病院の当事者であるという、そういう当事者意識を持って、結果的に経営改善に取り組むというか、当然、おうちでそんなやつたら、そんな無駄やからやめとけとか、ここ、もうちょっといけるんちゃうとか、そういうのが結局、最初はかなり苦労された話をお聞きしたんですけど、やっぱり軌道に乗ると、その職員一人一人が日高副院長と同じマインドを持って、それぞれが自律で動いていけると。そうなる、例えば他の職員さんとか、他の医師が来たとしても、何かえっ、この病院変わってるなと思っても、結局それに巻き込まれていく。だから、ただ、やっぱり一番難しいのは、今動かす、当院のようなまだできてないところをいかに最初に力入れて動かすということがやっぱり難しいんで、それなりの仕掛けであるとか、仕組みづくりは必要やなということ、その辺をちょっといろいろ多岐に及びますので、今後、いろんなお知恵を借りながら、当然、でも、主体で実行するのは当院であると、当院職員であるというところを肝に銘じて改革に取り組みたいと考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。今お聞きしましたように、職員の皆さんが当事者意識ということだと思いませんか。そういうところが、いわゆる邑智病院ではよいところ取りというんですか、そういうような当事者意識というようなことを神崎病院の職員の皆様にも持ってほしいという、そういうところがよいところであると。それを取り入れるというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。そのほかにもよいところ取りがあれば、よいところ取りするような部分があれば、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。ただいまの小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのよいとこととか、結局、当事者意識を持つために、やっぱりいろんな、普通にやってたら、それは、そんなんは別に給料変わらへんし、変わらへんわ、しんどいだけやんという話になっちゃうので、だから、そういうマインドを上げるとか、モチベーションを上げるような、やっぱりそういう仕掛けが一定必要ということなんで、その辺でちょっと御苦労されたというお話を聞いているので、普通にやってても声かけだけでは当然そういうふうになったらこの病院も黒字にはなると思うので、その辺りはちょっといろいろ策を練らざるを得ないのかなという話と、そうですね。あと、邑智病院さん、98床程度の病院なんですけど、先日、稼働率が100%にいったということで、100%にいくということは、それだけで。職員数は当院よりやっぱりかなり少なく、ただ、例えば看護師さん、医療技術さん、医師もいらっしゃるんですけど、医師の数もうちよりまだ少ない状態なんです。ただ、医療技術の方がちょっと違う仕事、兼務じゃないですけど、できることをちょっとやったりとか、結構やっぱ少ない人数で効率的に能動的に動いておられるいうのをちょっとお聞きしたんで、そういった職員、先ほど申し上げました収益、費用と、あと、いわゆるタイパと最近言われる、要は効率、そこで、結局、例えば2時間でやってるのを1時間半でやったら、それだけやっぱ効率が上がるので、結局、費用、結果的には人件費等にも関わる場合もありますので、そういった効率をいかに上げるかということだったら、結局無駄、遊んでいるところをできるだけなくすということで、そういった形で少ない人数で能動的に。やはり人件費とか、かなり当院と比べると人件費率とか低いというのはちょっと実感しておりますので、そこはなかなか一朝一夕にはできないと思うんですけども、そういったとこもちょっと視野に入れながら、今後取り組んでいきたいと思います。

以上、小島議員の御質問の答えとさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

大変難しいことをお聞きしまして、申し訳ないんですけども、やっぱり邑智病院は、神崎総合病院と違って、デジタル化、あるいは機械化というものが進んでいる病院でしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。ただいまの小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

例えば電子カルテであるとか、あと、そうですね、先ほどの患者アプリの導入につきましても、国の補助金等を活用して導入されたと言われておりますので、当然、今、国、DX等には力を入れてますので、そういった制度をうまく利用しながら、省力化という形にはなりますので、デジタル化は大いに進められてるというのはちょっとお聞きして

おります。

簡単で申し訳ないです。これで回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

私たちの健康、安心を守るのになくてはならない、この神崎総合病院がこれからも長く続きますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から12月16日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から12月16日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月17日午前9時再開とします。

本日はこれにて散会とします。お疲れさまでした。

午後3時16分散会

---